

平成30年関川村議会6月（第4回）定例会議会議録（第1号）

○議事日程

平成30年6月7日（木曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 報告第 7号 専決処分の報告について（関川村ひとり親家族等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例）
- 第 6 報告第 8号 専決処分の報告について（関川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）
- 第 7 報告第 9号 専決処分の報告について（平成30年度関川村一般会計補正予算（第2号））
- 第 8 報告第10号 公益財団法人関川村自然環境管理公社の経営状況報告について
- 第 9 報告第11号 株式会社パワープラント関川の経営状況報告について
- 第10 議案第54号 関川村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第55号 関川村税条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第56号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第57号 平成30年度関川村一般会計補正予算（第3号）
- 第14 議案第58号 平成30年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第59号 平成30年度関川村水道事業会計補正予算（第1号）
- 第16 同意第 5号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第17 同意第 6号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第18 同意第 7号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第19 同意第 8号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第20 同意第 9号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問

- 第 5 報告第 7号 専決処分の報告について（関川村ひとり親家族等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例）
- 第 6 報告第 8号 専決処分の報告について（関川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）
- 第 7 報告第 9号 専決処分の報告について（平成30年度関川村一般会計補正予算（第2号））
- 第 8 報告第10号 公益財団法人関川村自然環境管理公社の経営状況報告について
- 第 9 報告第11号 株式会社パワープラント関川の経営状況報告について
- 第10 議案第54号 関川村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第55号 関川村税条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第56号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第57号 平成30年度関川村一般会計補正予算（第3号）
- 第14 議案第58号 平成30年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第59号 平成30年度関川村水道事業会計補正予算（第1号）
- 第16 同意第 5号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第17 同意第 6号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第18 同意第 7号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第19 同意第 8号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第20 同意第 9号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○出席議員（10名）

1番	近	良	平	君	2番	伊	藤	敏	哉	君
3番	小	澤	仁	君	4番	加	藤	和	泰	君
5番	鈴	木	万	君	6番	高	橋	忠	夫	君
7番	高	橋	正	君	8番	菅	原		修	君
9番	伝		信	君	10番	平	田		広	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村	長	加	藤	弘	君
副	村	長	宮	島	君
教	育	長	佐	藤	君
			修	一	君

総務課長	加藤善彦	君
税務会計課長	板越昌生	君
住民福祉課長	佐藤充代	君
農林観光課長	野本誠	君
建設環境課長	高橋賢吉	君
教育課長	熊谷吉則	君
税務会計課参事	富樫一郎	君
建設環境課参事	渡邊隆久	君
住民福祉課参事	佐藤恵子	君

○事務局職員出席者

事務局長	河内信幸
主任	石山洋介

午前10時00分 開会

○議長（近 良平君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより平成30年6月第4回関川村議会定例会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によろしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんにのみ議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（近 良平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、小澤 仁さん、4番、加藤和泰さんを指名いたします。

日程第2、議会運営委員長報告

○議長（近 良平君） 日程第2、議会運営委員長の報告を行います。

議会運営委員長から本定例会議の会議日程（案）について報告をお願いします。議会運営委員長。

○議会運営委員長（小澤 仁君） おはようございます。

本定例会議の会議日程及び議案の取り扱い等について申し上げます。

去る5月30日、平成30年6月（第4回）定例会議の運営について、役場第2会議室において、委員及び議会事務局職員出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。その協議の結果について報告します。

最初に、会議日程については、お手元に配付の会議日程表（案）のとおりです。

まず、本日の会議では、会議日程の決定後、諸般の報告を行い、その後、一般質問、各議案の上程を行います。

終了後、総務厚生常任委員会を開催し、陳情の審査を行います。

8日と11日から13日までは、議案調整及び各委員長の事務調整日とします。

14日木曜日は、午後3時から本会議を開催し、総務厚生常任委員長から委員会審査の報告を受けた後、採決を行います。なお、追加議案が上程された場合は、当日審議をし、即決とします。

次に、議案等の取り扱いについて申し上げます。

報告第7号から第9号は、専決処分報告です。一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑を

行います。

報告第10号と第11号の報告は、一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑を行い報告を終わります。

議案第54号から議案第56号までは、条例の一部改正案件です。一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑、討論を行い、即決とします。

議案第57号から議案第59号まで以上3件は、平成30年度一般会計と特別会計の補正予算案件です。一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑、討論を行い、即決とします。

同意第5号から同意第9号は、人事案件です。一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑、討論を行い、即決とします。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問の通告は5月24日正午で締め切り、5名の方が本定例会において質問を行います。

次に、請願陳情につきましては、お手元に配付の陳情文書表のとおりです。所管の常任委員会において審査をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（近 良平君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

お諮りします。本定例会議の会議日程は、議会運営委員長報告のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会議の会議日程は、お手元に配付の会議日程表（案）のとおり決定しました。

日程第3、諸般の報告

○議長（近 良平君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会議までに受理した陳情等は、お手元に配付しました文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成30年4月分の例月出納検査結果報告書が提出されています。議員控室に保管していますのでごらんください。

以上で、諸般の報告を終わります。

村長から定例会議開会に当たり、挨拶の申し出がありました。これを許可します。村長。

○村長（加藤 弘君） 議員の皆様におかれましては、大変ご多用のところ、平成30年第4回村議会

定例会議にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本定例会議にご提案いたしますのは、専決処分報告案件3件、村から出資している法人の経営状況報告案件2件、条例の一部改正案件3件、補正予算案件3件、農業委員会委員の人事案件5件、以上合わせて16件でございます。

追って、上程の際に詳細にご説明を申し上げますので、慎重ご審議の上、ご賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（近 良平君） 以上で、村長の挨拶を終わります。

日程第4、一般質問

○議長（近 良平君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告者は5名です。発言を許します。

初めに、9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） おはようございます。

何か、いつもと違うメンバーが前に3人ほどいるんで、ちょっと緊張していますけれども、よろしくお願ひします。

さて、加藤村長が就任されてから約半年になります。初めて加藤村長に対して質問させていただきます。村民が今一番心配している、また加藤村長の決断に期待しているバイオマス発電事業計画の質問でございます。よろしくお願ひします。

新村長の誕生で、加藤村長は村民から大きな期待を受けております。就任から半年、私も半年間で新村長が関川村に対する思い、目指す村づくりを少しずつ理解できるようになってまいりました。新しい関川村になることを期待しております。また、村民もそれを望んでいると思います。

さて、3月の定例会での施政方針で、村民が心配している木質バイオマス発電所建設計画の今後の取り扱いの説明がありました。このことについて、さまざまな課題があるが、時間を区切って早期に決着を目指すとのことでありましたが、そこで次の質問をさせていただきます。

1、施政方針で上げた米国企業の信頼性、検証のない設備の導入に伴うリスク、村の対外的な信用の3つの問題で何か変化がありましたか。

2、この問題で争っている裁判は、前とは違う形になっているような気がしますが、今後どのように対応していくのか。

3、さまざまな課題があるが、時間を区切って早期に決着を目指すとのことでしたが、具体的な案はあるのか。

以上3点、よろしくお願ひします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 伝議員のご質問にお答え申し上げます。

バイオマス発電事業につきましては、ご質問にありますとおり、去る3月定例会におきまして、施政方針の中で私の考えを説明させていただきました。今回のこのご質問の1点目並びに3点目につきましては、その後の展開がどうなっているのか、また、今後どうなっていくのかといった関連する趣旨の内容と賜りますので、あわせてお答えをさせていただきたく存じます。

施政方針演説でご説明した考えに基づき、株式会社パワープラント関川から資金を提供している米国企業に対し、株主である村は本件事業を撤退する意向であるという旨を伝えるよう、永井社長に依頼をいたしました。これを受けて永井社長は相手方に対し、依然として送金が行われない現実があるということ、2番目に、送金がされないまま年数が経過していること、そして3番目に、送金されないで困惑していることを伝えながらもかかわらず対応に誠意が感じられないことなどを理由として、もはや本プロジェクトをあきらめる判断をするほかはないと結論づけた旨を伝えてあります。

これに対し、アメリカの相手方からは、依然として送金の準備を続けており数日後には送金できるというメッセージが届いているようであります。しかしながら、それが確実に実行されるという客観的証拠があるわけでもなく、これまでの実績を考慮すれば、信用しがたいものがあると思っております。

したがって、今後につきましては、当該相手方とパワープラント関川が過去に締結した資金調達の契約書や、村も当事者の一人となっております過去に締結した事業推進に向けた合意書等について、その解約や破棄に向けた手続きを進めてまいります。これに当たりましては、あらぬ不利益を村が被ることのないよう、国際弁護士と相談をしながら対応をしていきたいと考えております。

これにより、株式会社パワープラント関川は、事実上営業の継続が困難となります。その負債についても弁護士と協議をしながら手続きを進めてまいります。あわせて、同社が事務所として使用しております関川村村民交流センター雲母里の使用許可の取り消しや、燃料用木材の供給に関する覚書の解約破棄に向けた相手方との協議をしていくほか、本事業に大きなご期待を寄せいただきました新潟県森林組合連合会を初めとする近隣の木材生産業者に対し、真摯にご説明をさせていただく所存であります。これらの進捗状況につきましては、今後の村議会場で随時その報告をさせていただきます。

また、事業予定地としております土沢地内の村有地につきましては、でき得れば、林業振興にかかわる民間施設が設置できないかと情報収集、情報交換をしているところでございます。いずれにしましても、現在遊休化しております土地につきましては、前村長が掲げておられた新規雇用の創出など、地域の活性化につながる取り組みを実現させるそのための資産として有効に活用していきたいと考えております。皆様からもお知恵、アドバイスをいただければ幸いに存じます。

2点目の住民訴訟に関するご質問にお答えいたします。

本訴訟は、平成28年11月に原告から訴状が提出され、以来、現在までの間、原告、被告双方の主張並びにそれに対する認否について、その都度書面の提出により陳述を行ってきている状況であります。本件訴訟において、原告が主張する請求の趣旨の一つに、株式会社パワープラント関川による木質バイオマス発電事業を取りやめること、一言で言えば、事業の差しとめ請求というものがございまして、この点におきましては、私は先ほどもお答えしましたとおり、現状においては本件事業の取り組みを諦め、撤退するほかはないと判断しているところであります。したがって、この点に関しましては、私の方針と原告の意見が必ずしも相反するものではないものと考えております。伝議員のご質問は、引き続き事業を推進するとしてきた前村長の方針と、3月定例会議でも説明申し上げました私の今現在の方針とでは違いが生じており、したがって訴訟への対応も異なってきているのではないかと、そういう趣旨だと賜りますが、その点はまさしくそのとおりであります。

一方、同じく原告が求めております株式会社パワープラント関川に対する村の出資金及び貸付金、その他一般会計からの支出を含めた平田大六氏への損害賠償請求につきましては、これまでと同様に村として主張すべき点を主張していくことは変わりはありません。また、本件訴訟の結果について、利害関係を有する平田大六氏個人におかれましては、村から訴訟告知の手続をしたことにより、同氏が補助参加人として本件訴訟に直接参加することとなっております。

今後の見通しとしましては、本件訴訟の終結までにはまだ相応の時間を要すると思われ、村としては、これに対し引き続き粛々と対応していく所存でございます。

本件訴訟に関する詳細な内容につきましては、これまでの説明は差し控えさせていただきたいと存じますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（近 良平君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 大変我々が期待している答弁だったと思います。ありがとうございました。

その中で、1番と3番、村長が今あわせて説明していただきましたけれども、その中で、パワープラント関川から村は撤退すると、そういうお話だったんですけれども、パワープラント関川は、まだそのままこの事業を継続するかどうか、それをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） パワープラント関川には、もう既に私から村が断念をする方針は説明をしております。その後、村も、今現在、平田大六氏も取締役になっておりますし、平田大六氏にもその旨のお話はいたしまして、事実は確認はしておりませんが、何度かの会社での打ち合わせはしているようでございますが、私の考え方については十分理解をしているという返事はもらっておりますので、しかも、村の協力なしにこの事業を推進することは現実的にできませんから、今後引き続き会社独自でということは、私は現在想定はしておりませんし、それは難しいものと考えております。

○議長（近 良平君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） ありがとうございます。それは決まり次第また教えてもらえれば。

それから、2番目の住民訴訟の件なんですけれども、これは長引けば長引くほどやっぱり村の負担になると思います。そんな中で、何とかしてお互い短期間でこれを終結できるような体制づくりをできないものか。今、この裁判のために村の職員1人ほとんどつきっきりでかかっていると、そんな話も聞いております。そんな中で、せっかくいい人材をこんな裁判のために仕事をしてもらうのはいかかなと思いますので、できれば、できるだけ早く終息するように私は期待しております。その辺、村長にお願いして私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（近 良平君） 次に方の発言に移る前に、本定例会において議会活性化の試みとして一般質問に対する感想を議員間で述べる機会を設けることにします。9番、伝 信男さんの一般質問に感想はありませんか。3番、小澤さん。

○3番（小澤 仁君） 3番、小澤です。

近年、村民の皆さん、それから我々議会でも非常に関心の高いバイオマス発電事業について具体的な質問をしていただきましたことにまず感謝を申し上げたいところが1点と、4月27日の日本経済新聞だったと思います。済みません、日にちのほうがうろ覚えで申しわけないんですが、県内で長岡地区で新たにバイオマス発電事業が立ち上がっております。隣の村上市の山北地区でバイオマス発電をやりという声が上がっていきまして、村上市の副議長でいらっしゃいます大滝国吉さんがメンバーに入って今一生懸命動いているところではあるんですが、村上、関川、栗島の定住圏構想の中での紳士協定があるためになかなか動きづらいという話も1週間前ほど聞いていますので、そういった絡みの中でも、やはりきょうの加藤村長の答弁をいただけたということは非常にいい質問だったんじゃないかというふうに私は考えております。私の感想は以上でございます。

○議長（近 良平君） 2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 2番、伊藤でございます。

ただいまの小澤議員と同様、私も加藤村長にこの質問をしていただきました伝議員に感謝いたしますし、また、なお私も平田村政時代に繰り返し質問をして、早期の撤退を決断していただくように発言してきたわけなんですけど、今後、ぜひ理事者、村長からは、例えば区長会議ですとかいろいろな機会を通じて村民に（「村長には出来ない」の声）済みません、失礼しました。感想趣旨を間違っていました。大変明確な回答をいただきまして、今後のバイオマス事業に関しての撤退の方針、パワープラント社への対応を聞くことができ、議員として、また一村民として非常に心強く思った次第であります。私の感想は以上でございます。ありがとうございます。

○議長（近 良平君） 5番、鈴木さん。

○5番（鈴木万寿夫君） 鈴木です。

ただいまの伝議員の質問に対しまして、村長のほうから明確な答弁がございまして、村民皆さん、喉に何かがつっかえていたものが一つとれたような思いがあるんじゃないかと思ひまして、非常によかったというふうに考えます。ありがとうございました。

○議長（近 良平君） 3番、小澤 仁さん。

○3番（小澤 仁君） 3番、小澤です。よろしく申し上げます。

今回私は、財産の有効活用という点で、関川にはいろんな財産がございまして。自然の景観ですとか観光資源であります温泉ですとか、それから人材というのも大事な財産であろうと考えております。財産はたくさんあるんですが、その財産を有効活用するかしらないかによって大きな結果が変わってくるというのが言っているのではないかなと思うところから、今回、村有の財産の現時点での有効な活用方法はなされているかという点と、また、その施設、財産をどのように使う方針であるのかというのを質問させていただきたいと思ひます。

まず1つは、各地域にあります旧小学校、中学校ですね、それぞれふれあい自然の家という名称になっておりますし、旧女川中学校につきましては女川体力づくりセンターという名称になっております。これらの施設についてのものが1点。

それから2番目として、先ほどもバイオマス発電事業のところに出てまいりましたが、村民交流センター雲母里、こちらのほうの活用について。

それから3番目として、昨年新しく村営駐車場と同時に創設されました社会福祉センター。今、きれいなところで社会福祉協議会が運営をされていますが、以前に使われていました旧社会福祉センターの活用。

最後になります、高瀬地区にありますかじかの養殖センター、こちら大きくくりにしまして4点の現在の利用実績、また今後の利用構想を伺いたいと思ひます。よろしく申し上げます。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 小澤議員の質問にお答えいたします。

関川村の村内には、役場庁舎を初めまして、固有財産である村営施設が多数ありますが、施設の有効活用と申しますのは、議員おっしゃったとおり大変重要な課題であると認識をしております。村では、昨年度から遊休施設の利活用についての検討会を設置いたしまして、今後の利用について協議を始めておりますが、今後は、利活用とあわせて施設の集約化の議論も必要になるのではないかなと考えております。

各施設の現状について具体的にご説明を申し上げますが、まず、ふれあい自然の家、女川体力づくりセンターについてでございます。土沢ふれあい自然の家は、昨年137件、1,035人の利用者がございました。現在、地域の方が竹灯籠づくりや地域の茶の間などで利用されております。また、民具の保管庫にもなっている状況でございます。

次に、川北ふれあい自然の家は、昨年69件、3,467人の利用者がありました。現在、毎週火曜日に放課後子供教室で小学生100名余りが利用しております。旧給食室は極楽物産に通年で貸し付けをしております。このほか、川北コミュニティーの運動会や会議、登山資料の保管などに、活用されております。

女川ふれあい自然の家は、昨年152件、1,950人の利用者がありました。また、村では関川村埋蔵文化財整理室として使用しており、出土した文化財整理を行っているところでございます。出土品の整理には時間がかかりますため、今後も継続して使用してまいります。

安角ふれあい自然の家は、昨年45件、1,234人の利用がありました。現状は、ふれあい七ヶ谷コミュニティーやタランペクラブなどの地域の方々が雪まつりや自然を生かしたイベントに活用しているほか、夏のIVUSA活動でも利用されております。施設が比較的新しく、また耐震性があることから、さらなる有効活用を検討していきたいと考えております。

次に、片貝ふれあい自然の家でございますが、昨年は利用がございませんでした。閉校当初は子供たちの利用がありましたが、現在は利用されておられません。施設の老朽化が進み、定期的に清掃も行っておりません。よい活用があればと検討いたしたいと考えております。

金丸ふれあい自然の家も昨年は利用がありませんでした。体育館は老朽化により屋根が抜け落ちている状況であり、今年度の予算で取り崩す計画でございます。校舎につきましても、子供たちの利用はなく、よい方法があれば今後検討していきたいと考えております。

次に、女川体力づくりセンターは、昨年67件、711人の利用がありました。校舎側は床が抜け落ちて危険な状況なため、今年度の予算で取り崩しを計画しております。体育館につきましては、特に冬期間、ゲートボール連盟の皆さんが利用しております。体育館は現状を維持し、地域住民の健康づくりに役立てていきたいと考えております。

次に、村民交流センター雲母里についてでございます。平成26年、村の施設として買収を行い、平成27年より運用を開始した施設でございます。当初、村内外の方との交流を目的とした施設として、また、ふるさと特産品開発組合の要望により、地元食材による商品開発の場として活用を考慮しておりました。国際ボランティア学生協会IVUSAの活動拠点として活用しておりますが、地元食材による商品開発の場としての活用は現在休止の状況でございます。現在は、施設の一部をパワープラント関川が事務所として使用している以外、施設の利活用が図られていない状況でございます。今後、施設利用の要望のあった組合とも相談はしなければなりません。新たな施設利用を検討する必要があると考えております。

最後に、かじか養殖センターでございます。平成5年から11年までの間、かじか養殖場として稼働しておりましたが、水質等の問題から閉鎖し、平成12年から19年までの間荒川漁業協同組合が淡水魚の試験養殖を行いました。その後、平成23年から25年までの間、ドジョウの養殖場として貸し

付けておりましたが、それ以降有効な活用が図られていないのが現状でございます。村では、有効活用のための平成28年4月から新潟農業バイオ専門学校と利用方法の検討を開始し、専門学校の教育施設としての活用検討や水耕栽培施設としての利用検討を重ねてまいりましたが、昨年度まで活用が図られない状況が続いておりました。ことし5月に入りまして、荒川漁業協同組合から、サクラマス等の養殖に使用したいとの要望の提出がございまして、現在、施設の貸し付けに向けて所要の調整を行っているところでございます。

次に、旧福祉センターについてでございます。旧社会福祉センターは、ご承知のとおり、昨年12月4日、関川いきいきホームの開設により空き施設となっております。現在、車庫部分につきましては、庁用車、消防積載車の駐車場として活用しております。事務所部分につきましては、役場業務、書庫等としての活用のほかに、民間団体等の活用についても検討して行っております。

○議長（近 良平君） 3番、小澤さん。

○3番（小澤 仁君） ありがとうございます。

じゃあ、1個ずつ再質問させていただきます。

まず、旧小学校、ふれあい自然の家、土沢、川北、女川、安角では、それぞれ各地域が主に利用されているというところで、金丸、片貝については利用件数がなしと。村長もおっしゃっていますように、本年度の予算で金丸小学校の体育館の解体、それから女川中学校の校舎の解体というのが既に決定されています。やっぱり、使っていない校舎、建屋はみんなそうなんですけれども、傷みがどんどん激しくなり、危険を伴ってくるとやはり村のお金を使って解体をしていかなければならない。こういうこともありますので、有効活用というのはお願いしたいところではあるんですが、土沢、川北、女川、安角が今、関川小学校に統合されて1つになるときに、後者の跡地利用委員会が立ち上がって検討されたと思います。そのときの状況はどういった結果になっているかを伺いたいと思います。

質問で通告させていただいていますので、具体的な通告ではないかもしれませんが、一応わかる範囲でお答えできるようにしていただけるとありがたいなと思います。

次に進みます。

村民交流センター雲母里のほうで、村長からの説明もありました、新しい特産物の開発での利用というのが当初掲げられていたと思いますし、交流センターで村外から来られた方の宿泊施設にするという名目も当初うたわれていたかと思いますが、商品活用に関しましては、いろいろな運営の問題があって今はまだ進んでいないというところなんです。伺いました。それは了解をしましたが、交流センターとしての使い道で、具体的な施策等があったのか、もしくはその施策がそぐっていなかったのかという結果が出ていましたら教えていただきたいんですが。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 今ほどの小澤議員のご質問でございますけれども、雲母里につきましては、今ほど村長のほうから申し上げたとおりの予定で施設のほうを買収し、活用を図ってきたところでございますけれども、具体的に宿泊となりますと、あの施設自体、消防法の関係で宿泊は不可能な状況でありました。ですから、当初のときから公にした宿泊施設としての利用は考えてはおりませんでした。IVUSAの関係で、若干申し上げにくいんですけども、あちらを使用したという経過はございますけれども、消防法の関係もございまして、今現在はまたほかの場所のほうに宿泊を移しているという状況でございます。雲母里については、今後も宿泊については検討はしない。そのほかの使用を今後検討していくというふうな形で進めたいと考えております。以上です。

○議長（近 良平君） 小澤さん。

○3番（小澤 仁君） ありがとうございます。

消防法に対応するような形での宿泊のほうにまだお考えになられていないということですので、たしか、購入したときも安い価格ではない形で購入されていると思いますので、しっかりとした利用目的、それから今後どういうふうに活用していくのかというあたりをきっちりと村民に説明できるような形をつくっていかねばならないんじゃないかなと、こんなふうに考えています。

次に進ませていただきます。村長の答弁が逆になっていたもので、答弁のとおり行きたいと思いますが、かじかの養殖センターというところで、昨年から荒川漁業協同組合の事務局長石黒さんから具体的に話は伺ってまして、いろんな淡水魚のところを力を入れてやっていきたいんだと。荒川のシーズンの風物詩にもなっていました鮎の友釣りがここ近年なかなか釣れない。お客様が集まらない。いろんな村であったり漁協であったりがてこ入れをしているんですけども、なかなか来ないところに来まして、種鮎の販売する方が激減されているんですね。ことしに関していうと、もう3軒ぐらいしか扱えないんじゃないかと。その種鮎を仕入れる先も、一番近かった新発田市の加治地区にある業者がもう辞められていると。ことしはもう、浦佐のあたりから運ばなければならぬんですけども、200匹単位じゃないとなかなか出してくれない。生き物ですので、大量に仕入れて狭いところで生けずで飼っていくとロスが大変多くなってしまいます。こういう問題を次年度、次年度のことまで考えて、何とか漁協としてやっていくときに、このかじかの養殖センターを活用してほしいんだというあたりまで伺っていて、本当に観光としての鮎釣りを考えると、釣り人というのは、もう本当にあそこだめだとなると来ないんですね、もうね。ですから、何とか早く手を打ちたいというところで熱意を感じていて、私も話は何回もうかがっていたんですが、そういったところの進行状況、それから村としての考えを伺ってよろしいですか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 私のほうから村としての考えをお話しさせていただきます。

今回お話をいただきました案件につきましては、サクラマスをとしかあそこで養殖をしたいと。

そのことによって、漁協が持っている荒川地区での生けすというんでしょうか、場所があるから、そこで鮎をふやしたいと。あわせて鮭の養殖もふやしたいというようなお話でございました。まず、鮎から言いますと、本来ですと、川がきれいになって藻がついて自然にふえるというのが一番いいわけで、養殖のものを放すというのは二の次だと思うんですけども、私もいろいろと川を自然の状況、鮎が遡上するような状況をお話は専門の方に聞いたんですけども、なかなか難しいと。そうになると、やはり養殖魚を放すしかないのかなということは十分承知をしておりますし、そのことによりまして、単に鮎釣りが来るということだけでなしに、さまざまな交流が生まれ、また施設利用も図られる、温泉も利用されるということで考えますと、そういうところに村が支援をする十分価値があると思っておりますし、鮭につきましても、拡大をするやな話も聞いておりますし、現実、鮭釣りの場合は関東等からかなりおみえになると。多くの方が村の宿泊施設にお泊りだと聞いておりますので、私の考えとしては、こういうことの投資にランニングコスト的なのだらだと資金を投入するのはいかがなものかと思いますが、その後押しをするための支援というのは必要な額をしてもいいのかなと思っておりますから、ただ、これが十分にできるかどうかというものも検証しなきゃならないということで、その辺についても十分慎重な検討をしながら、村としてどういう支援ができるのかという観点で今考えているところでございます。

○議長（近 良平君） 3番、小澤さん。

○3番（小澤 仁君） ありがとうございます。

いろんなところとの交流がひいては村外からの観光にもつながったりというところが本当に見えてくるところだと思いますので、この辺は本当に積極的にお願いしたいと思います。

最後になりますが、旧社会福祉センターの利活用について、駐車場ですね、村民体育館前の駐車場整備をする際に、社会福祉センターが手狭になってきていると。福祉的な相談をしに来る人たちが、相談する場所が事務所の丸テーブルでしか相談ができない。なかなか込み入った相談もできないところにもってきて、事務所自体が手狭になってきているので、一緒に新福祉センターというものを建てられたという経緯は伺っております。じゃあ、今まで使っていた福祉センターも十分活用しながらやっていったらいいんじゃないかなんていうのは、皆さん考えていることじゃないかなと思うんですけども、半年たちまして、旧福祉センターの利用が車庫しかされていない。この辺の利活用、今準備中でこうなんだよとか、こういった構想があるんだよというところがありましたら、ぜひ伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 実は、役場の業務で、特に福祉関係の業務で手狭なところもございまして、会議、相談に応じる場所もないというような現状があります。そんなことで、あの施設の一部を利用できないかということで、そのための経費等も現在算出をしております。その使い道がいいのか、

あともう1つ、役場に近いというか、かなり公的な部分での団体等が使えるかどうかということも考える必要があるんでしょうけれども、今、具体的に考えておりますことは、役場の一部の業務を、組織の一部をそこに移転をしていただいて、住民の相談がしやすいような環境を整えるという方向が今1点。確定はしておりませんが、その1点でございます。なお、民間といいましょうか、公的な関係であそこを使いたいという話があれば、またそれはそれで検討はしなきゃならないとは思っております。

○議長（近 良平君） 小澤さん。

○3番（小澤 仁君） ありがとうございます。

一つ一つ細かいところを伺わせていただいたのかなと思います。全体を通してなんですけれども、小学校の跡地にしてもそうですし、今、村長がお答えいただいた旧福祉センターで民間が使えるのか使えないのか。まず村民、それから村外にもやっぱりどんどん発信して行って、こういったところがあるよ、もし使いたい人がいたらどうですかというあたりの情報はやっぱり出すべきじゃないのかなと思うんですね。

先ほど聞いてお答えいただいていた閉校したときの跡地利用委員会が設立されていますと。その結果どうなっているんですか。一気に5つが1つになったんで、大変ばたばたした時期ではありました。当時、私もPTAにかかわっていて、畳むのと新しく統合した学校ができるのを同時作業でやっていた経緯もあります。そこで、地域でどんな使い方がありますかという委員会まで立ち上げたんですから、そこを掘り下げて行って、やっぱり、あとは地域の人で話し合っただけで答えを持ってきてくださいじゃなかなかでないと思うんですね。そこはやっぱり行政として中心になって掘り下げて行って、どんどん進んでいった中でいい案が出るのか出ないのか。そういったところをちょっときょうはお聞きしたかったんですけれども、ちょっと1点だけ残念に思います。後でお聞かせいただけるものと思っております。

ありがとうございます。以上です。

○議長（近 良平君） 3番、小澤 仁さんの一般質問に感想はありますか。9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 俺の質問に感想を言ってもらいましたんで、私も小澤議員の質問に対してちょっと感想を述べさせていただきます。

今、一番最後に小澤議員が言われた、地域、特にふれあい自然の家ですね、土沢小学校、川北小学校、これに関して維持管理についてもうちょっと維持管理部分についても質問してもらったなど。それから最後に、地域との話し合いをさせたほうがいいという話だったんですけれども、私もそれに同感です。最初のころの跡地利用委員会にもたしか私も入ったような気がしますけれども、1回か2回の会議で終わったような気がするんです。そういうことで、せっかくそういう地域で何とかせいというあれだったんで、すばらしい、そういう部分まで、大昔の話まで出していただ

いたことに、いい質問だったなとそういうふうに思います。ありがとうございました。

○議長（近 良平君） 10番、平田さん。

○10番（平田 広君） 10番、平田です。

今、ここに上がっている施設のほかにも、まだ湯沢の食堂とか、あるいは大石の自然館、建物ではないですけども、建物も1つあります、七ヶ谷保育園もありますし、ほかに大内渕の万木山公園というのがあるんですけども、これもどうなっているのか、私も最近行ったことないですけども、ぜんぜん1億円からの金をかけてつくった施設ですけども、全然利用されていないと思うんですけども、その辺も見ていただきたいなというふうに思っております。

建物については、企業誘致になっていけば一番いいんですけども、それは簡単でないというふうに思うんですが、村長の今までの経歴から、企業誘致もありますので、期待しているところでございます。

小澤議員には、村の重要課題について質問をしていただきましてありがとうございました。

以上です。

○議長（近 良平君） 3番、小澤さん。

○3番（小澤 仁君） 具体的なお指導をいただきましてありがとうございました。

○議長（近 良平君） 休憩します。

午前10時49分 休憩

午前10時58分 再開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。8番、菅原 修さん。

○8番（菅原 修君） 8番、菅原です。私のほうから3点質問をお願いします。

急速に進む人口減少問題に村はどう取り組もうとしているのかを伺います。

2点目、村が行っている政策要望について、毎年集落から要望はしているが、何もしてくれないとの声があるが、村長の考えは。

3点目です。高規格道路の鷹ノ巣道路について整備が進んでいるが、いつごろ完成する予定になっているのかを伺います。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 菅原議員の3点の質問にお答えいたします。

まず初めに、人口問題に村はどう取り組もうとしているのかということでございます。ご指摘の人口減少問題は、全国的にも喫緊の課題でございまして、とりわけ過疎地である当村につきまして

は最も重要な課題と私自身も受けとめております。

人口減少につきましては、人口ビジョンでお示しをさせていただいているとおり、ある程度覚悟はしていかなきゃならない問題と考えており、2060年までに3,400人程度の人口維持を目標に掲げていたところですが、ことし3月、厚生労働省の国立社会保障人口問題研究所が公表した推計人口ですと、2045年に当村の人口が2,741人まで減少するとされております。計画を大きく下回る数字の公表に、改めて早急な対応が必要だと痛感しているところでございます。

人口減少問題は1つの施策で解決する問題ではございませんで、村づくり全体であり、総合的な施策による対策が必要かと考えております。大学等への進学率が向上している現在、高校卒業後に一定の期間転出することはやむを得ません。卒業後に戻ってくることができる環境が必要となります。東京都にあるふるさと回帰支援センターの調査によりますと、現在の若者の動向として、卒業後は企業に就職し、ライフステージの変化、つまり結婚や子育てを考えるとときに移住を含めて将来展望を考えるようになるということでございます。

現在、村では、移住定住施策の一環として地域おこし協力隊の受け入れや集落に1カ月一緒に暮らすインターン生の募集を行い、積極的な移住を受け入れられる地域づくりに着手してまいりました。今後は、高齢人口のさらなる拡大とあわせまして、地域おこし協力隊の受け入れを拡充をしますとともに、受け入れる側、受けてもらう側双方の歩み寄りによる定住施策を講じ、起業や孫ターンも含めまして、移住定住施策に力を入れてまいりたいと考えております。

また、当村では、これまでも子育て支援、教育環境整備、宅地分譲や住宅整備など、子育て環境の整備に努めてまいりましたが、働く保護者の支援策として、今回新たにファミリーサポートセンター事業への取り組みを行うこととし、このたび補正予算をお願いしたところでございます。

また、65歳以上の人口が40%を占めております関川村では、人口構造が逆ピラミッド構造になっており、ともすれば若者に過度な負担がかかりがちになります。こうした若者が村を離れず楽しく暮らすためにも、高齢者から若者までが共存、共感できる地域づくりの取り組みが必要でございます。

今年度予算で集落や地域によって違うさまざまな地域課題を解決するため、村づくり総合推進事業に特任事業を追加いたしました。地域提案型課題解決事業補助金として、住民主体、住民自治機能充実を推進してまいりたいと考えております。

今後も、皆様からのお知恵を拝借しながら、戻ってきたい村、自慢できる村、そして何よりも住み続けたい村づくりを進めてまいりたいと思っております。

2点目でございますが、村が行っております行政要望についてでございます。

毎年、全集落に対し、集落要望の調査を実施させていただいております。集落の要望数は平成29年度要望が303件、平成30年度要望が312件ありました。大半の要望がインフラ整備、修繕の要望で

あります。平成30年度の対応としましては、前年度までに実施したものが18件、今年度対応予定のものが28件、計画に基づき次年度以降に実施するものが19件となっております。また、国、県、関係団体への要望に関するものが58件ございました。各関係団体への対応を予定しており、全体の40%について具体的な対応策を集落に返答させていただくこととしております。

議員ご指摘の何もしてくれないという村民の皆様の声につきましては、財政事情から今後検討させていただくとした要望事項や、村としての事業でなく、他事業の活用により集落で実施していただきたい事業などの今後の見通しが不透明と受け取れる事業がそのような声に上がっていると考えております。そこで、各集落から寄せられた集落要望とその対応策について、わかりやすく公表するように努めていきますとともに、集落要望の調査のあり方も含めて検討し、村民の皆様との風通しのよい関係づくりを行っていきたいと考えております。

3点目についてです。鷹ノ巣道路につきましては、幹線道路として整備中ですが、供用開始時期については、完成に向けた円滑な事業実施環境が整った段階で確定予定と聞いております。現在の工事状況としましては、大内湖地内の米坂線の跨線橋の1号橋梁下部工や片貝地区、下川口地区の道路改良工事を実施中です。鷹ノ巣道路は、全体事業費として190億円を見込んでおり、平成29年度末の事業進捗率は38%です。平成29年と当初予算で7億円、補正予算で2億3,000万円、そして平成30年度当初予算で8億円が予算措置されております。今後もトンネルや橋梁工事といった多額の事業費を伴う構造物の建設が控えておりますので、早期の開業に向け、国土交通省に予算確保等にご努力をいただいております。私も新山道建設促進期成同盟会副会長としてもより一層の整備促進を要望活動を通じて関係機関に働きかけてまいりたいと存じます。

○議長（近 良平君） 8番、菅原 修さん。

○8番（菅原 修君） ありがとうございます。

それでは、1点目の質問ですが、これは本当に、人口減少はいろんな要因があると思いますけれども、でも村として一つ何かメリットのあるもの、特に若者にインパクトを与えるものが必要なんではないかなと思いますので、できれば子育て支援、幼児教育の無償化等を含めたことを検討できないかどうか。それによって若者が関川村はよそと違う恩恵を受けられるということであれば、またちょっと考えも、若者も残ってくれるのではないかなと思いますが、村長さん、その辺の考えはいかがですか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 子育て支援等の財政支援につきましては、今、全国的にといいますか、国もさまざまな力を入れて検討しております。問題は、例えば聖籠町のようにかなりの支援をすることによって、比較的社会的インフラも整っておりまして、交通の利便性もいい聖籠町に、新発田、あるいは新潟市から移転できる環境にある地域と関川村とはちょっと違うかなと実は思っています、

私どもは、そのことによって関川にどんどん人が、若者が入ってくるという環境をつくり出すのはなかなか現実的には難しいかなと。むしろ、今いる若者を外に出さないための努力をしていかなきゃならないのかなと実は思っていて、若者に会うたびにその辺の話を、いろんなお話をさせていただいています。財政負担を伴う状況でございますから、できるだけ財政負担を伴わない中で、例えばですけれども、具体的な考えがあるわけではないんですが、例えば、土日になると「関川っておもしろいね」ということで、村上市や新発田の人が遊びに来るような、そういうものはできないかなと。そこで交流が生まれ、場合によってはそこで定着するというようなこともあると思いますので、土日になるとみんな新発田や新潟に行っちゃうという村で、やっぱり若者人気がないものですから、そういうものが、仕組みができないかなと、よく若者ともいろんな議論をしている状況でございます。

○議長（近 良平君） 8番、菅原 修さん。

○8番（菅原 修君） ありがとうございます。

とにかく、いろんな部分で関川村は雪は降るし、いろんな悪条件がありますので、何とか若者にそういう部分で支援をしていただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2点目ですが、これも本当に財政の厳しい中で行っていることなので、なかなか進まないのが当然だとは思いますが、緊急を要する場合もなるので、ちょっと支障を来している部分が1カ所あるんですね、村道で旧沼小学校手前の上り坂、急カーブ、冬期間雪で凍ったりすると車が上れなくなったり、生活に支障を来すところがあるんですね。ここは今回、私も冬、夜中に帰る友達を送っていくときに上れなくて、結局、友達に歩いてもらって帰ってもらったということがありますが、また、スクールバスも上れなかったと聞いております。これを何とか改善していただきたいなど。これは、村長さん、いかがですか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 特に、道路等の交通インフラにつきましては、基本は安全・安心が基本だと思っております。整備の方針としましては、緊急を要するものについては予算がないとは言っておれませんから、もう今そこで危険が発生しているというものについては早期に手を打たなきゃなりませんし、危険度の高いもの、あるいは優先度をそれぞれ順序をつけながら、今、予算の配分をしております。具体的な箇所につきましては、またさまざま皆さんからお聞かせいただく中で、どれが優先につけるかということは決めていきますし、基本的にはどこに金がついた、どこがつかなかったということもわかるようにしていきたいと思っています。聞きますと「一体この金、どこにしているかわからない。俺のところ全然来ねえ」という話がありますのでね。あるいは、つかないのに何でだろうと。全体を見ますと、例えば、これはもう緊急だからつくのわかるよね、ここ、我々が要求しているのは、してほしいけれども、これと比べると仕方がないよねと、ある程度満足

度がいくような形での仕組みをつくらないと、ますます不満が残るといようなことで、そういうことも含めて仕組みを考えていきたいなと思っております。

○議長（近 良平君） 8番、菅原 修さん。

○8番（菅原 修君） 教育長に伺いますが、旧沼小学校手前の上り坂をスクールバスが、凍結で上れなくなったという話は運転手から聞いて把握していますか。

○議長（近 良平君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） 今のところ、把握していませんでした。

○議長（近 良平君） 8番、菅原さん。

○8番（菅原 修君） これは大事な問題だと思いますので、把握するようにしてください。

○議長（近 良平君） 建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） すみません、先ほどの、上り口の凍結の問題ですけれども、現在、消雪パイプとかありますけれども、センサーで気温と降雪で動くシステムになっています。ただ、凍結となりますと、今のシステムではできないんです。ところが、今、調査中で、ある程度気温が下がると働くようにそのシステムが可能かどうか検討中でございますので、ことしの冬までには答えが出ると思います。

以上です。

○議長（近 良平君） 菅原 修さん。

○8番（菅原 修君） 済みません、じゃあ、3点目の高規格道路についてですが、この整備が進んでいるのはわかるんですが、なかなかいつできるのかという問題になると透明さがないというか、まだ先が見えないような状況であります。我々片貝集落としても共有地を売却して、ほとんど国交省の言い値で売却して、早くやってくれということですぐやった覚えがありますけれども、でもその結果がなかなかいつ完成するのかわからない。この113号線でも、この下川口から片貝までの区間というのは一番事故があるのではないかなど。特に片貝トンネル、しょっちゅう事故が多発しています。昨年、私も目の前でトレーラーがトンネルの中でぶつかるのを見まして、本当にそういう部分で、あそこはカーブで狭くて悪条件で、本当に毎年のように何回も事故が起きているところでもありますので、できればなるべく早目に国のほうに要望していただいて、早目の完成をお願いしたいなと思いますが、村長さん、いかがですか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 113号線、冬だけじゃなしに、大雨が降ったときだとか、さまざまな交通事故が起こったときというのは、命の道と言われながらも1本しかないということで、早く多重化をしなければだめだなと私も実は思っております。また、特に九ヶ谷地域と小国の交流も深くございまして、村民の方々が小国に工場に勤めている、あるいは小国の方々が坂町病院に通うということで本

当に大事な路線でございますから、私もできるだけ、この前も道路局長のところにも要望に行っていましたけれども、機会を捉えて国に要望して、この路線の重要性、必要性を訴えてまいりたいと思っております。

○議長（近 良平君） 8番、菅原 修さん。

○8番（菅原 修君） ありがとうございます。以上で私の質問を終わります。

○議長（近 良平君） 8番、菅原 修さんの一般質問に感想はありますか。3番、小澤 仁さん。

○3番（小澤 仁君） 3番、小澤です。

非常に具体的で密着した村民の声が反映された大変すばらしい質問だったと思います。

1点だけ、鷹ノ巣道路に関して、村長からも期成同盟という話が出ていたんですが、隣の小国町では期成同盟の中に議員連盟として議員が参加されています。関川村としても、期成同盟の議員の参加というのも菅原議員のほうから発信していただければと、そんなふうな感想を持ちました。

以上です。

○議長（近 良平君） 8番、菅原 修さん。

○8番（菅原 修君） ありがとうございます。これで終わります。

○議長（近 良平君） 次に、2番、伊藤敏哉さん。

○2番（伊藤敏哉君） 2番、伊藤敏哉でございます。よろしくお願いいたします。

観光立村を目指した体制づくりについて、村長にお伺いいたします。

加藤村長は、施政方針説明で観光振興について次のように述べられています。関川村観光協会や関川村温泉旅館組合とも連携し、さまざまな資源を有効に活用するとともに、観光客を呼び込めるような仕組みづくり、村の魅力の効果的な情報発信などについて検討を進めますとしています。私も全く同感であり、にぎわいのある活気ある関川村を実現するため、ぜひとも最優先施策として取り組んでいただきたいと思っております。

私は、観光振興に関係する組織、団体の連携がいま一つ弱いと感じています。個々の組織・団体では、それぞれ目標を定め施策推進に鋭意取り組んでいるところですが、村全体の観光振興を見通した施策の共有・実現には至っていないのが現状ではないでしょうか。

施政方針にあります観光客を呼び込めるような仕組みづくり、村の魅力の効果的な情報発信を実現するためには、観光振興に関する一定の権限を持った核となる組織体制を整え、村全体を見据えた観光ビジョン、方針、具体的数値目標を関係者が共有して、PDCA（計画、実行、評価、改善）を繰り返し、観光立村関川村を目指していくべきと考えますが、村長の考えをお伺いします。

村農林観光課、自然環境管理公社、商工会、観光協会、温泉旅館組合等の各関係機関、団体を観光振興のためにどのように位置づけるべきか、既存の組織を強化するのか、あるいは新しい組織を立ち上げるのか等、具体的にご答弁いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 伊藤議員の質問にお答えいたします。

観光立村を目指した体制づくりについてのご質問でございます。

観光を取り巻く状況としましては、団体旅行から個人旅行への移行や、見る観光から体験する観光へのニーズの高まりなど、より多様化するお客様のニーズを的確に対応する誘客活動が求められております。また、近年、毎年過去最高を更新して増加しております訪日外国人旅行客や格安航空の就航もあります。個人手配の旅行客を取り込むことも考えなければならないと考えております。

観光協会では、平成30年度の事業計画立案に当たりまして、ただ漫然と昨年の事業を引き継ぐことなく、昨年実施した事業の成果、課題を踏まえ、いわゆるマネジメントサイクルを回しながら事業立てを平成30年度行いました。しかしながら、観光協会の各事業において、しっかりとした数値目標を立てたかというところがなっておりませんでして、今後、主要な事業については年度目標をしっかり立てる中で事業の成果を評価してまいりたいと考えております。

また、村の総合計画では、観光振興の重要業績評価指数として主要施設の入り込み客5%を掲げておりますが、この実現手段についての議論が必要だと考えております。今後の政策議論の場におきまして、こうした観光を取り巻く情勢を踏まえて、その達成のための施策事業のラインナップを見えるような形に整理してまいりたいと考えております。

お尋ねの、観光立村を目指した組織体制についてでございますが、現在の観光協会は、村内の観光分野をする団体、例えば温泉旅館組合、商工会、渡辺家の保存会、自然管理公社など、15の団体を会員とした組織をしております。事務局を村の農林観光課が担っていることもあり、行政主体の取り組みとなりがちな面もありますので、組織の活性化には各団体が持つ特徴と強みを生かした役割分担の議論がなされ、活発な議論を踏まえ、それぞれ主体的、意欲的に取り組む組織が望ましいと考えております。観光協会を外に出すという案や既存の組織の再編という案、さらには村内の民間団体の活用など、それぞれ一長一短がございますので、他の市町村の実情をもう少し調査・研究をし、関川村にふさわしい組織を考えていきたいと考えております。

○議長（近 良平君） 2番、伊藤敏哉さん。

○2番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

今ほど、組織改編について、観光協会のことに触れていただきました。それで、これは事前通告させていただいておりませんので、全く関連ではあります、私の個人的な意見ということで述べさせていただいて、それに対して村長から感想といいますか、ご答弁いただきたい。それとあわせまして、できれば宮島副村長にも、先般、議会の全員協議会で懇談させていただきまして、非常に村の観光について精通されておられますし、ご自分の振興プランというようなものも幾つかお聞きした記憶がございますので、できれば村長の後に、私の意見について一言いただければと思いま

す。

今ほど、観光協会についての村長のご答弁でしたけれども、村には第三セクターとしまして、関川村自然環境管理公社という組織がございます。今回の議会に当たりまして、その決算書も配付いただきましたし、その業務内容を見ますと4つぐらい大きく記載されておりました。ちょっと読ませていただきますけれども、1、関川村の豊かな自然を保護・保全し、適正な利用に関する知識の普及・啓発を図る事業。2つ目として、地場産業や観光の振興を通じて、地域経済の活性化を図る事業。3つ目としまして、健康増進及びスポーツの振興を通じて地域社会の活性化を図る事業。4つ目としまして、これら1から3の公益目的事業施設における利用者に対するサービス事業というふうに区分されておりました。この4つというのは、ほぼ村の観光、これらを満遍なく施策を実行していけば、村は観光地としての充実を十分図れるような仕事を目的としてこの公社は今存在しているわけです。ただし、現在、実際に管理公社がどのような貢献をされているかといいますと、失礼な言い方ですがけれども、私たち初め村民には、どうも観光地の管理に人を割いて一生懸命管理しているねと。環境を整える部分に対する予算を使って観光地をきれいにする運動といいますか、事業をされているということはよくわかりますけれども、ここに書いているような、例えば地場産業や観光の振興を通じて地域経済の活性化を図る事業というようなところの目的というのは、まだまだ達成できていないのではないかなと。こういうような私の感想を含めまして、仮称ではございますけれども、この自然環境管理公社を関川村観光公社、仮称ですけれども、このような発展的組織改編といいますか、それで観光協会の機能ですとか商工会からの出向を受けたり、あるいは村の観光担当の経験者を入れたり、あるいは私のこれまた私見ですがけれども、宮島副村長さんが関川村におられる期間、ここのトップとして観光を引っ張っていくとっていただくというようなことも非常に期待できるころではあるかと思えます。この管理公社の発展的改編についてのコメント、村長さんと副村長さんからいただければ幸いです。お願いします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 自然環境管理公社につきましては、さまざまな村民からのご意見をいただいております。私もここにまいりまして、まずは自然環境管理公社という名前が悪いよなど思っています。そもそも何のためにこれがあるのかというと、利活用をし、地域住民の満足度、あるいは誘客を図って地域活性化させると。そのために大いに使う施設でありますから、私も管理公社の理事長をしておりますので、挨拶であったり、あるいは、この前も5月31日に大石ダムや鷹ノ巣やトンボ公園とかを見てきたんですけれども、いい財産がいっぱいある中で、どう利活用していくんだという話で、皆さんは管理じゃなしに活用を考えなきゃだめだという話を事務の方にもお話をしてみいました。そういう意味では、これだけの関川村の財産を預かって、どういような有効活用をしていくかということが、村にとっても、この管理公社の機能を強化することが非常に重要なこ

とだと私も思っております。

そういう意味で、私は観光公社がいいのか、地域振興公社がいいのか、地域づくり公社がいいのか、さまざまな意見があると思うんですけれども、何らかの改革をしないとまずいだろうなと思っています。そしてまた、公社の中での情報の吸い上げ方というのも、実際、現場でさまざま働いておられる方の情報を上層部が取り入れて、次のアクションにしていくということで、まさに村民のニーズ、あるいは観光客等のニーズをどうやって施策に反映させていくのかということを考えていかなきゃならないなと思っております。

そういう意味では、観光協会のあり方と自然環境管理公社のあり方というのは、随分共通する部分がありまして、言えば、それを一つにしたらどうかという意見もあります。そのメリットとしては、観光協会単独でやりますと、そのための庶務が要りますし、決算書もつくらなきゃならないなと。大変な作業になってきますし、それだけの人材費用を出すのも結構きつい状況になりますから、それがうまくできないかということも私の頭の中にはありますが、ただ、その場合のどんな問題があるのかということも十分考えないとなかなかそこは踏み出せないという状況です。ただ、いずれにしても、この管理公社そのものが今のままでいいのかということについては、私は全くそう思っておりませんので、何らかの改革をして管理から活用へという方向に、組織がどうなろうと進めていく所存でございます。

○議長（近 良平君） 副村長。

○副村長（宮島克己君） それでは、私のほうから、私の観光振興についての考えについてちょっとお答えしたいと思います。

村長の施政方針演説のとおり、さまざまな資源を有効に活用するとともに村の魅力の広角的な情報発信ということについては私は全く同感ではございますけれども、この関川村の恵まれた資源が、全くとは言わないですけれども生かされていないというのが、この2カ月、関川村のいろんな観光資源を見て、いろいろ話を聞いた中で感じているところでございます。

そして、情報発信につきましても、確かに情報発信が一番大事なんですけれども、情報発信の時期を間違えると、せっかく来ていただいたのに何も魅力を感じないまま帰っていかれると、二度とその人は来ないということがございますので、その魅力をどうやって磨くかということと、情報発信のタイミングというのを考えなければいけないと思います。

一例を言いますと、観光資源のところを回りますと、看板が全く見えないと。もう腐って倒れているというものについて、全くそのままの状態になっていると。そういうものについて、観光客が来たときに何を感じるかということについては、この村は全く観光については考えがないんだなど。たかが看板一つで観光客の考えが変わってしまうと、もう二度と関川村には来ないというふうに感じ取ってしまう人もいるかもしれませんので、今ある資源をどういうふうにして生かすかというこ

とと情報発信については、よく考えていく必要があると思います。

○議長（近 良平君） 2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 加藤村長と宮島副村長からは、突然の質問でしたけれども回答をいただきましてありがとうございました。

それで、今ほど、組織改編のところから村長さんからは前向きなご発言をいただきました。管理公社が今のままではやはりよいと思っていないと。発展的な改革を進めていきたいということでございましたので、ぜひともよろしく前進させていただきますようお願いいたします。

続いて、観光の関連で、私が常日ごろ課題として感じていることを幾つか申し上げまして、またそれに対して、全てでなくて結構ですので、それに関して幾つかコメントをいただければと思います。

まず、1つ目なんですけれども、やはり関川村は観光地、特に温泉街が5つございます。その中でも一番規模の大きい高瀬温泉街でございます。村長さん、副村長さんも高瀬の町並みをごらんになったかと思えますけれども、一時のにぎわいからはほど遠い状況になっております。精力的に施設を改善され誘客を図っていらっしゃる一生懸命な旅館もございますけれども、残念ながら廃業されたり、あるいは経営はしていますけれども、旅館の前が非常に環境が荒れているということがございます。

2つ目としましては、先ほどの繰り返しになりますけれども、多くの観光関係の機関がありますが、それぞれの役割が明確化されておらず、連携が弱いという部分。

それから、③では、今ほど副村長さんからご答弁いただいた情報発信の関係であります。観光協会のホームページも非常にわかりやすいつくりにはなっておりますけれども、もう少し何かタイムリーといたしますか、インパクトのある、観光客からのメッセージというんでしょうか、そういうのも受けて、それに対してすぐ情報を返すというような、ツイッターというんでしょうかね、私も取り組んだことがないので詳しくわかりませんが、そういうきめ細かな観光客に対するフォローというようなのもまだまだ不足しているんじゃないかなと。

もう一つは、4点目としましては、渡辺邸、歴史とみちの館、道の駅関川等、この周辺に近接している施設の導線の誘導も課題ではないかなと思います。きょうも、うれしいことに、関鉄バスですか、千葉から1台大型バスが来ておりましたけれども、ああいう方々が渡辺邸だけにとどまらず、歴史とみちの館、あるいは道の駅関川にも進んでいっていただくようなプラン提示というんでしょうか、そういうことも、営業面も含めて、バス会社ですとか観光会社に対するそういう営業活動などもまだまだ余地はあるんじゃないかなと思います。

それから、村内旅館における共通サービスの展開というのもまだまだ不足しているんじゃないかと。それぞれ旅館の特色はございますけれども、やはり、こういう地方の旅館に来るわけですので、や

やはり地元の農産物、米ですとか野菜ですとか漬物ですとか、やはり一定量そういう旅館で出すものの割合はうちは何割地元産ですよというような、そういう情報もやっぱり宿泊客には積極的に出して行って、それで農家の方と旅館とのつながりをふやしていくとか、という余地もまだまだ残っていると思います。それがひいては農家のやる気といいますか、モチベーションアップにつながって、農業のほうも、一朝一夕にはいかないかもしれませんが、そういう農業への取り組みなどもまた盛んになってくるものと思います。

それから、土産品につきましてもまだまだ、有名なところではきんつばがございますけれども、そのほかの関川といえはあれだよねというようなものも、やはり地元の食材を使ったものもまだまだ開発可能じゃないかなと思います。

それから、最後に、先ほど村長からお話がありましたが、インバウンド、いわゆる海外からのお客さんに対してですが、やはりそういう体験型の観光メニューというの、やはり魅力的なんじゃないかなと思います。国内の皆さんに対してもそうですけれども、我が村が誇る大したもん蛇まつりを絡めた観光ですね。担いでさあ帰りますということではなくて、それをきっかけに村を知ってもらったりと。あと、猫ちぐらも大きな村の財産だと思います。猫ちぐらが1個丸ごと完成できなくても一部分を体験するとか、あるいは農業、稲作、畑作の体験、それから鮎釣りなど、こういう村の資源を使った観光体験メニューというの、ずっと継続できていくようなそういう仕組みづくりなど考えているところであります。

できれば、幾つか申し上げましたけれども、特に高瀬温泉の関係、それから渡辺邸周辺の施設の関係につきましては、ぜひともコメントをいただければありがたいと思います。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 高瀬温泉の関係でございますけれども、今ほどおっしゃいましたように、廃業の問題、環境が荒れてきているというような状況は確かにそのとおりでございます、大変私も気にかかっておりまして、その辺の状況を私みずからがお話をお聞きすることを一回やってみようかなと思っております、その後どうなるかわかりませんが、一步踏み出さないと前に進めませんから、ちょっとご挨拶がてらにお話もお聞きしたいなと思っております。

情報発信の関係については、これは我々も十分認識してございまして、ただ新聞広告を打てばいいという話じゃなしに、本当に今SNSの時代、あるいはインスタ映えというのがはやっている時代でございますから、余り金をかけないで有効な発信をする、しかもタイムリーに発信することが十分できる状況でありまして、観光協会のほうにおきましても、少しそのような工夫をしながら、広報、情報発信をしようということで今進めているところです。

あと、渡辺邸の関係、営業活動とか、あるいは誘導の問題、今、道の駅全体についていろいろ考えておりますので、そのなかで渡辺邸も位置づけていかなきゃならない、当然位置づけていかなきゃ

やならないと考えています。また、営業活動につきましても、これまで例えば、渡辺邸といえ放っておいても人が来たという時代がありましたけれども、今はその魅力をどう発信していくのかということを知恵を出しながら考えていきたいと思っています。

いずれにしても、こういう観光、インバウンドの問題、あるいは旅館と農の取り組みとか、さまざまな部分というのは、これは実は、役場の人間がそれを全部やっていたんではとても人が足りません。そういう意味では、こういった観光とかさまざまな人のつながりを民間の中で組織をする、そういう団体とも議論しながら、極力民間ベースでそういうことを動いてもらえるような、そういう仕組みづくりを村としても考えなきゃならないのかなと。村の職員が全部にこれに走り回って宣伝活動をしていたのじゃあ、全然本来の村の観光施策ができませんから、民間との協働というものこれから力を入れてやっていきたいなと思っています。

○議長（近 良平君） 伊藤議員に申し上げますが、せっかく一問一答をやっているのに、長々とやらないですすたとすぐ答弁を述べられるような質問をしてもらいたいと思います。最初に何を聞かれたのか全然覚えてないから。気をつけてください。

○2番（伊藤敏哉君） 今ほど村長さんから回答をいただきました。ありがとうございます。それで、今ほど、村の職員が取り組むには困難だというお話がございました。私も全くそのとおりだと思いますし、現在、観光を担う部署は農林観光課ということで、農林のほうも担当されているわけですので、やはり、観光に携わる人が役場職員でなくても、村長が言われるとおり、例えば民間の非度でも結構ですけども、やっぱり朝から晩まで観光のことを考えられるような職場づくり、そして、くまなく村内を回って、ここはこうしなければというような、先ほどの副村長の看板の話ですとか、ああいうものやったり、これだけの観光の施設、資源を持った村には、そういう体制というか人材が必要だと思いますし、そうでなければ、恐らく生かしていくことは非常に難しいんだろうと思います。確かに職員は優秀な方もおりますし、いろんな研修設けられていて、こうしたほうがいいなというような単発の意見はお持ちでしょうけれども、やっぱり最後まで責任を持って観光地として関川村を興していくんだというには、やっぱり体制を村長さんが中心になってつくっていただいて、それは民間でも結構でしょうし、公社とかいろいろそういう人材はご検討いただきたいと思いますが、ぜひ、そういう観光の部門というのは、関川村にこれからまだまだ発展する余地が一番残っている部門だと思います。残念ながら、基幹産業ということでずっと農業というふうに言ってきましたけれども、一時、農業、それから畜産も非常に勢いがあったわけですけども、なにせちょっとの政策ですぐ収益がぐんとふえるなんていうことは、今、農業ではちょっと考えられないです。私も農業をやっておりますが、やはり、観光と結びついて農業も伸びていくというような方向がこれから関川村ではぜひ必要だと思います。その点、最後にもう1回、組織づくりの体制に関する村長さんのご意見をお聞かせ願えればありがたいです。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） まず、今議員がおっしゃいましたとおり、観光をしっかり考える人がいるかどうかという点と、もう一つは、観光のさまざまなイベントの仕掛けをしたり、あるいはその実行部隊として動く人というのが、極端に言えば、これまで同じ役場の職員がほとんど担っていたというような状況も、極端に言えばですけれどもありますので、真剣に村の観光施策を考える人というのはしっかり置かなきゃならないなと思っています。そういう意味では、先ほどの観光協会の話に戻りますけれども、観光協会をどういう形で村との関係をつくっていくのかというのが大きなポイントになりまして、まずはしっかりとした施策、それに基づいて事業を実施していくときには、役場だけじゃなしに、むしろ民間主導、公社も含めてですけれども、さまざまな人たちがその事業、イベントに携わる、そういうような体制をつくっていくと。そういうことがこれから役場には求められていくのかなと。役場職員そのものがはっぴを着て外に運動しているということだけが観光で頑張っているということになりませんから、そういった役割もしっかり踏まえたようなことができないかと、これからまだ十分検討していきたいと思っております。

○議長（近 良平君） 2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

ぜひ、組織づくりも含めて観光立村といえる関川村を目指して行っていただきたいと思ひますし、私たち議員も精いっぱいよその事例なども勉強しまして、村長に提案をさせていただきたいと思ひます。

最後にといいますか、先ほども最後にと行って大変恐縮なんですけど、これは、実は私、以前から、村にこれだけの歴史的な建物が多いので、ぜひ実施していただけないでしょうかということ、前の幹部にも、私は職員だったんですがレポートで書いたことがございます。渡辺邸とか東桂苑であれだけの施設があるので、舞台といいますか、演劇、これをぜひインバウンドといいますか、観光客向けに、毎日というのは無理でしょうけれども、今、忍者の施設とか武士の施設とか、そういうところに海外の方がたくさん、予約何か月待ちでもそこに行くというような、テレビで見えておりますけれども、やはり渡辺邸などは、当時の朝食の様子ですとかそういうものを当時の服装で再現するだけでも、見に来た人は、本当にこんな生活をしていたんだなというようなことで話題づくりにもなると思ひますし、村ではせつかく I V U S A という組織とずっと付き合いも持っておりますので、恐らく演劇部門に精通した大学生もいると思ひますし、あるいは近隣の高校生とか、そういう人たちに渡辺邸とか東桂苑を舞台にした、最初はそんなに長いものはできないでしょうけれども、そういう取り組みをぜひ村でも、特に村長さん、副村長さん、あるいは農林観光課長さんからもそういう活性化の一つの方法、アイデアとしてそんなのできないかなというようなことをどこかの頭の隅に置いていただければと思ひます。

40分たちましたか。大変貴重なご答弁をいただきました。以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（近 良平君） 2番、伊藤敏哉さんに対する感想を。9番。

○9番（伝 信男君） 観光に関して、本当に細かく質問されたんですけども、中に、ずっと長い話を聞いていて、質問か要望か自己主張かわからない部分がありましたので、その辺ちょっと一般質問のあれであれば気をつけて質問したほうが、もうちょっとすっきりしていいんじゃないかなという感じがしました。

以上です。

○議長（近 良平君） 3番、小澤さん。

○3番（小澤 仁君） 3番、小澤です。

伊藤議員の一般質問に対する感想なんですけれども、私の中でも観光というのは村の基幹産業だという捉え方をしている、今のお話は本当に大事なところであると感じました。ぜひ単発で終わらずに、シリーズ化していただいて、何度もこういったテーマで進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（近 良平君） 10番、平田さん。

○10番（平田 広君） 10番、平田です。

村の観光施設、点々としていっぱいあるんですけども、それがどこでもみんな赤字なんです。村が補填しているという格好なんですけれども、村民が唯一黒字だと思っているのがゆ〜むなんですけれども、収入と支出がとんとんというような格好で、幾らかは何十万円という収入はあるかもしれないけれども、ただ、その中には、当初造ったときの7億円という施設費、あるいは途中で改修した1億円とか、そういうのが入っていないですね。そういう面からいきましても、これも失敗作ではないんですけども、それらの今後活性化にもっていってもらいたいというふうに思うわけですが、伊藤議員の言われる活性化のためには組織改革、体制づくり、そしてまた特に管理公社、この改革、機能強化には同感です。伊藤議員には、建設的ないい質問をしてくれまして、大変ありがとうございました。終わります。

○議長（近 良平君） これで、伊藤議員の一般質問を終わります。

○2番（伊藤敏哉君） 心温まる感想をいただきまして、また指導をいただきまして、ありがとうございました。

○議長（近 良平君） 休憩します。13時まで。

午前 11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。7番、高橋さん。失礼しました。その前に、村長答弁してから議員の一般質問の訂正を一つ。どうぞ。

○村長（加藤 弘君） 訂正をお願いいたします。先ほど、菅原議員の人口減少問題について答弁いたしました。その中で、人口問題研究所が公表した推計人口が2045年には当村の人口が2,741人と申しましたが、間違いでして、2,761人に訂正をお願いいたします。

○議長（近 良平君） ありがとうございます。

高橋さん、どうぞ。

○7番（高橋正之君） 7番、高橋でございます。よろしくお願いをいたします。

教育上の向上という意味合いから質問をさせていただきます。

現在、小中学校で英語の授業が行われていると思いますが、週に何時間程度実施されているのか。おおむねで結構でございますが教えていただきたいと思います。

さらに、生徒たちが英語に対して興味関心を持つために、関川村の自然環境や文化、地域、集落にあるよいところ、施設や古典芸能等々模索をして英語授業に取り入れたならば、一層熱心に英語の授業に取り組むのではないかと思います。教育長にお聞きしたいと思います。

○議長（近 良平君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） 高橋正之議員の、小中学校の英語の授業についてお答えします。

小学校では、今年度から新たに、三、四年生で外国語活動として英語活動を年間15時間、2週間に1時間程度、五、六年生では、同じく外国語活動を年間50時間、2週間に3回程度学習しています。新学習指導要領が全面実施される平成32年度からは、三、四年生で外国語活動を年間35時間、週1時間、五、六年生は外国語として英語を年間70時間、週2時間学習することとなります。

中学校では、外国語として英語を各学年年間140時間、週4時間実施しており、新学習指導要領でも同時間学習することとなっております。

関川村の自然や歴史、文化、地域のよさなどを授業に取り入れる学習については、小学校では教科書や教材に基づいて授業を進めており、現在地域素材を取り入れた授業は行っていません。一方、総合的な活動の時間で五、六年生が地域学習に取り組み、観光客に案内や紹介をしていますので、将来、外国からの観光客に簡単な英語で説明できるように取り組めないか、小学校に提案していきたいと考えています。

中学校では、2年生の英語で観光パンフレットをつくろう、3年生で日本の伝統文化を紹介してみようという単元があり、大したもん蛇まつり、わかぶな高原スキー場などについて英語で表現する学習をしています。

地域素材を取り扱った学習は、高橋議員がおっしゃるとおり、児童生徒が興味関心を持って授業

に取り組むばかりでなく、地域を知り、誇りに思う心を育てることにもつながる有効なことと受けとめておりますので、今後も小中学校に総合的な学習の時間や教科での地域素材を活用した学習を推奨してまいります。

○議長（近 良平君） 7番、高橋さん。

○7番（高橋正之君） どうもありがとうございました。

話に聞くところによりますと、学童保育でも取り入れているというお話を聞いたんですが、その反響のほどはいかなものでしょう。

○議長（近 良平君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） ちょっと油断しておりまして、学童保育については把握しておりませんでした。

以上です。申しわけありません。

○議長（近 良平君） 高橋さん。

○7番（高橋正之君） 前村長の平田大六さんもそこに参加しておられるような話も聞いておりますけれども、ぜひぜひまた続けていっていただきたいなど、そんなふうには思っておりますが、先ほど、伊藤議員から観光のお話を村長さんにお話し申し上げておりましたけれども、これからは、やはり外国の人もたくさん観光に訪れるのではないかと考えておりますし、今の英語の授業も、観光客に対して地元に残って反映できるのも、そういう授業の向上がこれからもさらに必要ではないかと思えます。今後一層その向上に向けて取り組んでいただければありがたいかなと、そんなふうには思っております。

その辺、先ほど教育長からお聞きしましたので、お話は今後ともさらに英語教育に取り組んでいただいて、関川村のよさを、地域のよさをアピールしていただければなど、こんなふうには思っております。

いつぞやの教育長の、中学校の卒業式だったかな、そのときに、関川村のTシャツを着て町を歩けるかというようなお話を聞いたこともありますので、やっぱり地域の勉強、そういうものを身につけてあったならば、町に出ても、都会に出ても、着て堂々と歩けるんじゃないかなと、そんなふうには思っておりますので、ぜひよろしく願いをいたしたいと。

これで終わらせていただきます。

○議長（近 良平君） 7番、高橋正之さんの一般質問に感想はありますか。9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） どうしても感想を言ってくれというので言わせてもらいます。

今、高橋議員からは、我々ちょっと想像もつかないような、我々が想像しなかったような質問を出して、高橋議員も教育まで頭を回して一生懸命やっているんだなとそういうふうな感じで、すばらし質問をしていただきました。本当に見直しましたので、今後ともまた教育のほうでもしっかりと

取り組んで、いろんな部分でリードして頑張っていたきたいなど、そういうふうに思います。
以上です。

○議長（近 良平君） これで一般質問を終わります。

日程第5、報告第7号 専決処分の報告について（関川村ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例）

日程第6、報告第8号 専決処分の報告について（関川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）

日程第7、報告第9号 専決処分の報告について（平成30年度関川村一般会計補正予算（第2号））

○議長（近 良平君） 日程第5、報告第7号 専決処分の報告について（関川村ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例）と日程第6、報告第8号 専決処分の報告について（関川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）及び日程第7、報告第9号 専決処分の報告について（平成30年度関川村一般会計補正予算（第2号））を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第7号と報告第8号は条例の一部を改正の専決処分の報告でございます。報告第7号は、関川村ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の専決処分であり、県の要綱改正に伴い条例を改正したものでございます。

報告第8号は、関川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分であり、国の基準政令の改正に伴い条例を改正したものでございます。

詳細は住民福祉課長に説明をさせます。

また、報告第9号平成30年度関川村一般会計補正予算（第2号）は、5月17日から19日にかけて大雨が降り、村道、林道などに被害が発生し、これの復旧に要する予算を計上したものでございます。

詳細は総務課長に説明させます。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（佐藤充代君） それでは、関川村ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

1ページをごらんいただきたいと思います。

この条例の別表（第5条関係）の一部を改正するものです。改正前の四角で囲んだところを、改

正後のように改正するものです。文言を整理するものであります。

以上です。

続きまして、報告第8号関川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

これにつきましても、1ページをごらんいただきたいと思います。第59条の10、5項であります。改正前、指定地域密着型通所介護従事者とあるところの指定という文言を取って整理するものであります。

以上です。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 報告第9号専決処分の報告、専決第6号平成30年度関川村一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

歳入歳出にそれぞれ630万円増額しまして、47億8,970万円とするものでございます。

今回の専決は、今ほど村長から提案説明がございました5月17日から19日かけての大雨による道路等に被害がありまして、これを補修するために予算の専決を行ったものでございます。

初めに歳出につきましてご説明いたします。

8ページをごらんください。

5款1項5目11節農地総務費修繕料は、農道のり面の補修で、内須川2カ所、松ヶ丘、幾地各1カ所が対象で補修を行うものでございます。

2項2目11節林道維持管理費修繕料は、林道蛇喰中東線、こちら中東線上で4カ所崩落がございまして、そちらのほうの土砂の除去等を行うための経費でございます。

続きまして、9ページをごらんください。

10款2項1目11節現年発生災害復旧事業費修繕料は、道路、排水路の堆積土砂の排除、路肩崩落、路面排水誘導版の破損、路面洗堀による道路の補修を行うもので、場所につきましては若山、上野山、大石、滝原の村道が対象でございます。

その下の15節工事請負費、これにつきましては、滝原地内道路路肩復旧工事にかかる工事費でございます。

続きまして、歳入につきましてご説明いたします。

7ページをごらんください。

18款1項1目1節前年度繰越金は、今回の補正予算の財源とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（近 良平君） これで、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。初めに、報告第7号の質疑を許します。質疑はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

次に、報告第8号の質疑を許します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

次に、報告第9号の質疑を許します。質疑はありませんか。10番、平田さん。

○10番(平田 広君) 10番、平田です。

災害、大変ご苦労さまでした。24時間雨量、あるいは時間雨量、わかったら教えてください。

○議長(近 良平君) 建設環境課長。

○建設環境課長(高橋賢吉君) 下関の雨量ですけれども、17日から18日にかけて24時間雨量が17日の6時から18日の5時までの132.5ミリメートル、連続雨量が96ミリメートルでございます。

以上です。

○議長(近 良平君) これで質疑を終わります。

日程第8、報告第10号 公益財団法人関川村自然環境管理公社の経営状況報告について

日程第9、報告第11号 株式会社パワープラント関川の経営状況報告について

○議長(近 良平君) 日程第8、報告第10号 公益財団法人関川村自然環境管理公社の経営状況報告についてと日程第9、報告第11号 株式会社パワープラント関川の経営状況報告についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 報告第10号は、公益財団法人関川村自然環境管理公社の経営状況報告についてであります。地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、資本金などの2分の1以上を出資している公益法人、株式会社、有限会社につきまして、その経営状況を議会に報告することになっております。例年のおおり、関川村自然環境管理公社が関係書類を村長宛てに提出されましたので、その関係書類をもってご報告するものでございます。

報告第11号は、株式会社パワープラント関川の経営状況報告についてであります。こちらも報告第10号と同様に、会社から提出されました関係書類をもってご報告するものでございます。

株式会社パワープラント関川への村からの出資と貸付金は、前年度と変更はございません。現在、不足している資金は会社自身の借り入れによって賄っている状況でございます。

○議長(近 良平君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。初めに、報告第10号の質疑を許します。質疑はありませんか。9番、伝さん。

○9番(伝 信男君) 9番、伝です。

理事長である村長にお聞きしたいんですけども、前、管理公社というのは人間関係でいろいろ問題がいっぱい発生したところなんです。新しく加藤村長が理事長になられて、そういう人間関係の問題は何か耳にしたことはありますか。

○議長(近 良平君) 村長。

○村長(加藤 弘君) 具体的な話を事細かくは承知はしておりませんが、またその内容について確認をしておりませんが、現場で働いている方と公社の本社に勤務している方の意思疎通といましようか、そういった面で、若干難があるんじゃないんだろうかというような話はこれまでちょっと耳にしているところでございます。

○議長(近 良平君) 2番、伊藤さん。

○2番(伊藤敏哉君) 関川村自然環境管理公社の決算報告書を見せていただきましたが、先ほど別な機会、平田議員も質問されましたけれども、万木山森林公園というのがございますが、これは随分長い期間村で管理をしてきたわけでございますけれども、一般の方を入れるということはずっとやってこなかったと思いますけれども、こちらへの予算などは随分とかけてきたのかなと思いますけれども、こういう、万木山公園も含めて管理公社で今後使うべきところは、あるいは今使っているところは予算をかけるべきだと思いますけれども、そういうような管理公社の中で管理をしていくべきもの、あるいは管理から離すものというような協議についてはされているものでしょうか。そのあたりをご答弁、村長でも担当課長でも結構ですのでお願いできればと思います。

○議長(近 良平君) 村長。

○村長(加藤 弘君) 自然管理公社が管理しております公園等について、私も現場を見てまいりましたが、施設の利用がすごく多いところもあれば、ほとんど利用されていない、あるいは今おっしゃったように、閉鎖されていて行けない公園というものもございまして、当然、閉鎖されていない公園については予算も配分しておりませんし、経費のかけ方につきましても、施設を多く利用される方の要は維持管理のレベルと、比較的施設の利用の少ないところの維持管理レベルというのは、おのずと、例えば草刈の回数だとか、そういうものについても調整をしているように聞いております。

○議長(近 良平君) 2番、伊藤さん。

○2番(伊藤敏哉君) 今の施設の関係については、ご答弁ありがとうございました。

もう一点、先ほどの伝議員の質問の関連なんですけれども、職員の体制といいますか、以前は、社協の職員と人員交代というんでしょうか、配置をかえたりしてよその職場を体験させたりというようなことがございましたけれども、そういう特定の職員が同じ部署にずっといるというのは、やはりある面でマンネリ化にもなるでしょうし、新たな事業へのチャレンジというような部分でもちょっと不都合な部分があるのではないかと思いますけれども、そういう職員の人事配置等に関する

加藤村長の何かお考えがありましたらお願いできればと思います。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 確かに、以前はそういう交流があったとお聞きしております。大事なことは、この施設をいかに顧客の満足度をアップするか、あるいは収益をもっと確保するか、収益事業の場合ですけれども、していくかということはいかにやっていくかということが大事。管理は当然でございます。その際に、現場の話、具体的には現場で作業をしている、あるいは顧客と接している方々の意見をどう吸い上げるのかというのが、人事異動よりも何よりも大事だと考えていまして、まだ取り組みはしておりませんが、今後、現場の意見を取り入れて、どういう形にしたほうがいいのかというような意見を交換できるような場をぜひ管理公社の中でつくっていただければなど。そのことによって、人事異動はありませんけれども、情報の交流に伴って職場が活性化するのじゃないかなと思っております。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

次に、報告第11号の質疑を許します。質疑はありませんか。10番、平田さん。

○10番（平田 広君） 10番、平田です。

確認なんですけれども、8ページの資料を見ますと、給料、手当、役員の報酬、これについては実際には未払いということになってはいますけれども、12ページを見ると、それらも含めて相対的な負債の額ということで、借金ですけれども、7,747万6,607円というふうに考えてよろしいのでしょうか。お願いします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 負債ですから、未払いも含めて全て負債になります。

○議長（近 良平君） ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

これで報告を終わります。

日程第10、議案第54号 関川村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第11、議案第55号 関川村税条例の一部を改正する条例

日程第12、議案第56号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（近 良平君） 日程第10、議案第54号 関川村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例と日程第11、議案第55号 関川村税条例の一部を改正する条例、日程第12、議案第56号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例まで、以上3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第54号から議案第56号は、条例の一部改正についてでございます。

議案第54号は、関川村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。県に倣いまして、新採用職員並びに転任職員に赴任手当を支給するため、条例の一部改正を行うものです。

詳細は総務課長に説明をさせます。

議案第55号、関川村税条例の一部を改正する条例は、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、村の条例を改正するものでございます。

議案第56号、関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、議案第55号と同様に、地方税法の一部改正に伴う条例改正及び国民健康保険税の税率の見直しに伴う条例改正でございます。

詳細は税務会計課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 議案第54号、関川村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

今ほど、村長からお話があったとおりでございますが、新たに採用された職員が採用に伴う移転のため、居所から勤務地に旅行した場合、または転任を命じられた職員が新勤務地に旅行した場合に、県に準じて赴任手当として旅費並びに特殊旅費を支給するものでございます。なお、特殊旅費は条例第7条第2項第1号アのとおり、扶養親族の移転を伴うことを基本としまして、単身赴任の場合にはその2分の1を支給するというものでございます。なお、金額につきましては別表2のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（近 良平君） 税務会計課長。

○税務会計課長（板越昌生君） 議案第55号、関川村税条例の一部を改正する条例であります。

村長ご説明のとおり、今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い村の条例を改正するものです。改正の主な内容は、たばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階、4年をかけて引き上げるもので、あわせて加熱式たばこについても国のたばこ税と同様に課税方式の見直しを行い、平成30年10月1日から5年をかけて段階的に見直すものであります。

1ページをごらんください。

条例の第1条とありまして、第1条は平成30年4月1日から施行する改正条例であります。内容は、法人の村民税についての申告納付の改正や固定資産税の負担軽減措置の延長などを、法の改正に伴い規定の整備を行うものであります。

内容は、改正前と改正後ということで加える部分や変更する部分をアンダーラインでお示ししております。

飛びますけれども、22ページをごらんください。

22ページは、第2条でございます。第2条は、平成30年10月1日から施行する改正条例です。たばこ税について法改正に伴い規定の整備を行うものであります。81条は製造たばこの区分を新たに創設して加えたものであります。82条の2につきましては、法の規定にあわせて加熱式たばこを製造たばことみなす規定を新たに加えたものでございます。

次、24ページをごらんください。

83条の第3項ですけれども、ここには、加熱式たばこについて、紙巻きたばこの本数の換算についての規定を整備しつけ加えたものであります。これらを整備しまして、段階的に見直しを図るということです。

26ページをごらんください。

84条に第1回目のたばこ税の見直し、引き上げが記載されております。現行1,000本につきまして5,262円を430円上げて5,692円とする規定でございます。

それから、31ページをごらんください。

第3条でございます。第3条は平成31年1月1日から施行する改正条例であります。主に個人の村民税について、控除対象配偶者の定義変更に伴い規定の整備を行うものでございます。控除対象配偶者を同一生計配偶者と名称を変更して規定の整備を行うものであります。

続きまして、33ページをごらんください。

第4条でございます。第4条は平成31年10月1日から施行する改正規定であります。たばこ税について見直しを行い、規定の整備を行うものでございます。83条、また出てまいります、これもまた加熱式たばこに紙巻きたばこの本数に換算する係数の改正を行うものであります。

その下、第5条でございますけれども、同じく5条は平成32年4月1日から施行する改正条例です。主に法人の村民税についての電子申告の義務化について、法改正に伴いまして規定の整備を行うものであります。

その次、35ページでございますけれども、第6条であります。第6条は、平成32年10月1日から施行する改正条例であります。たばこ税についての規定の整備を行うものであります。ここにも83条の改正がありまして、加熱式たばこの紙巻きたばこの本数に換算する係数の改正があります。36ページの一番最終行に第84条、ここで2回目のたばこの引き上げが示されております。5,692円をさらに430円上げまして6,122円とするものであります。

続きまして、その次の37ページですけれども、第7条でございます。第7条は平成33年1月1日から施行する改正条例であります。個人の村民税について基礎控除額、調整控除額について法改正に伴い規定の整備を行うものであります。

その次の39ページをごらんください。

第8条でございます。第8条は、平成33年10月1日から施行する改正条例であります。たばこ税

につきまして改正に伴いまして規定の整備を行うものであります。ここでも83条の変更がありまして、紙巻きたばこの本数の換算についての係数の改正がなされております。40ページの一番最終行には、84条、3回目のたばこ税の引き上げでございます。6,122円からさらに430円値上げしまして6,552円とするものです。

最後の第9条でございますけれども、40ページの一番下ですけれども、第9条は、平成34年10月1日から施行する改正条例であります。たばこ税についての最後の改正でございます。ここでは、82条の2、その次の83条の改正を経まして、最終的な紙巻きたばこの本数の換算についての係数の改正が終了されるということであります。

以上、44年までの改正について提案させていただきます。なお、43ページの附則につきましては、以上申し上げました改正条例の施行基準について定めたものであります。

以上で、税条例の一部改正についての説明を終わります。

続きまして、議案第56号、関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

これも、地方税法の一部改正の法律に伴いまして村の条例を改正いたします。

第3条でございますけれども、第3条につきましては、基礎課税額等に係る課税額の限度額の引き上げでございます。現行54万円を58万円に引き上げるものでございます。

第4条でございます。第4条は、被保険者に係る所得税割額の税率改正であります。医療分の所得割を改正するものでありまして、現行100分の6.7を100分の6.0に引き下げるものでございます。

続きまして、第4条の2でありますけれども、これは医療分の均等割の改正でございます。現行2万1,000円を1万8,000円に引き下げするものであります。

次、第4条の3でございますが、これは医療費分の均等割の改正であります。現行1万8,000円を1万5,000円に引き下げるものであります。これにあわせまして、特定世帯2分の1軽減も改正いたしますし、特定継続世帯4分の1軽減ですけれども、これも改正いたします。

第5条でございます。これは、支援分の所得割の改正であります。これも、現行100分の3.0を100分の2.8に引き下げするものであります。

5条の2でございますが、支援分の均等割の変更でございます。これは現行1万円を1万2,000円に引き上げさせていただきたいと思っております。

第6条は、介護分の所得割の変更でございますが、これは、現行2%のままで改正はありません。

次の第6条の2でございますが、介護分の均等割の変更でございます。現行1万1,000円を1万3,000円に引き上げをお願いするものであります。

めくっていただきまして、4ページをごらんください。

第11条でございます。これは、国保税の税額規定で第3条の限度額を引き下げいたしましたことに伴いましての改正でございます。現行54万円を58万円に見直しするということでございます。

それから、11条の4でございますが、これにつきましてはマイナンバーの資料にありまして、マイナンバーの情報連携によって把握できる場合は証明書等の提示が不要となるということの改正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第54号、関川村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について質疑を許します。質疑はありませんか。2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 職員等の旅費に関する条例の関係ですが、今回新たに採用された職員がその採用に伴う移転のためということですが、お聞きしたいのは、今までも、例えば県への出向とか人事交流があったわけですけれども、どうしてこのタイミングでの改正なのかお聞きいたします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 実は、今回も職員採用をやりますが、試験を東京でもやる予定でおります。幅広く、できれば村の人を一番採用すればいいんですが、実質去年も11人の中で採用は3人しかいなかったという状況でしたので、幅広く求めたいと。そうなりますと、例えば東京から来る方に、関川村に来るときに当然引っ越し費用がかかります。その分を手当するためにも、そういう制度は設けておいたほうがいいなということで、今回お諮りさせていただいております。

○議長（近 良平君） 2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

そうしますと、今後、東京圏とか県外から採用もぜひ進めていくということ、たしか今までも山形のほうから採用したということがなかったですかね。今回、村長の答弁でよくわかったんですけども、ぜひ推進していただきたいと思っておりますけれども、そうすれば、東京からの採用のために今回の改正ということで理解してよろしいですか。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） それともう一つは、今回も医師を群馬から来ていただきましたが、当然、ぜひ来ていただきたいという方に対して、赴任の旅費というのは行政で払うのが一般的でございますが、残念ながらうちの村にはそういう制度がないという不備がありましたので、できるだけ早くということで今回改正をさせていただいたものでございます。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第54号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異義ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第54号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第54号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号、関川村税条例の一部を改正する条例について質疑を許します。質疑はありませんか。10番、平田さん。

○10番（平田 広君） 10番、平田です。

1つお聞かせください。村の喫煙率はあれですか、国とか県に比べて高いのか、低いのか、どの辺にあるのかわかったら教えてください。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（佐藤充代君） 大変申しわけありません。資料が今手元がないので申しわけありません。

○議長（近 良平君） ほかにありませんか。2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 質問ではないんですけども、今ほどの説明のときに、別紙の資料を入れていただいておりますが、後ほどのこの後の国民健康保険税条例の説明資料も非常にわかりやすく、議案書だけではなかなか理解できない部分が多いので、この機会にこういう解説書的なものを簡単なものでいいですので継続していただきたいというお願いでございました。ありがとうございました。

○議長（近 良平君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） このたばこ税率の引上げ等に係る計算ということで、下の細いこの部分、ちょっと説明をお願いしたいんですけども。

○議長（近 良平君） 税務会計課長。

○税務会計課長（板越昌生君） 矢印の部分ですか。（「矢印の部分」の声あり）お手元の資料といたしまして、たばこ税率の引き上げ等に係る試算ということでお配りしております。ごらんとおり、現行の値段から3回に分けて値上げする税額を載せてあります。平成31年10月には消費税を上げる関係でここは飛ばして上げるという国の政策でございます。それで、村税は、先ほど申し上げ

ましたように1回の値上げで430円ずつアップするわけです。それから、県税につきましては、70円ずつアップする予定です。それから、税額は国と地方のたばこ税比率は1対1という国のほうでの規定がありますので、県税と村税合わせまして500円、そうしますと国税は当然500円アップの1,000本当たり1,000円上がるということでございます。

それで、この次は試算でございますけれども、現行のたばこ1箱430円とした場合に、平成33年10月にはおおむね500円になるだろうということなんです。そうなった場合の税の割合は税金がほぼ7割、あとは利益とコストで本当のたばこの値段というのは3割ということになりますので、500円のたばこのうち税金が350円、たばこ本来の価格が150円というように現在のところ試算されるという説明でございます。

以上です。

○議長（近 良平君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 今、とりあえず村税のほうだけ見れば、現行から毎年平成30年の10月1日から31、32、33と毎年430円ずつアップしていくということなんですか。それで、最終的に平成33年10月で1箱今430円のやつを500円になった場合、今のままでたばこを吸っている人がいたとすれば、今現在だと4,000万までで、現在の比率からいくとたばこ1箱500円だった場合どれくらいになります。

○議長（近 良平君） 税務会計課長。

○税務会計課長（板越昌生君） 村の現在のたばこ税の収入でございますけれども、平成29年度でおおむね3,400万円でございます。1回の値上げに420円アップすることについて270万円ほどの税収になると予想されます。そうしますと、3回の値上げ、270万円掛ける3回でおおむね800万円ほど平成33年には余計になるということでありまして。

以上です。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第55号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第55号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号、関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第56号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第56号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第57号 平成30年度関川村一般会計補正予算(第3号)

日程第14、議案第58号 平成30年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算(第2号)

日程第15、議案第59号 平成30年度関川村水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(近 良平君) 日程第13、議案第57号 平成30年度関川村一般会計補正予算(第3号)、日程第14、議案第58号 平成30年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算(第2号)、日程第15、議案第59号 平成30年度関川村水道事業会計補正予算(第1号)まで、以上3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第57号から議案第59号は補正予算でございます。

議案第57号、平成30年度関川村一般会計補正予算は、職員の人事異動及び昇給等に伴う給与、職員手当、共済費等の調整のほか、必要な事業の補正を行うものでございます。

議案第58号、平成30年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算は、新たな臨時職員の採用、検査委託料の増加等に対応するため補正を行うものでございます。

議案第59号、平成30年度関川村水道事業会計補正予算は、消火栓の新設及び温泉橋添架配水管工事費の増に伴い補正を行うものです。

詳細は、総務課長、住民福祉課長、建設環境課長に説明をさせます。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 議案第57号 平成30年度関川村一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

歳入歳出にそれぞれ2,890万円を増額しまして、48億1,860万円とするものであります。

初めに、歳出につきまして説明いたします。なお、歳出の各款、項の給料、それから職員手当と共済費、これにつきましては、今ほど村長から説明がありました人事異動並びに昇給に伴う増減でございますので、こちらのほうの説明は割愛させていただきます。

それでは、10ページをごらんください。

2款1項1目14節住宅使用料は、副村長の住宅使用等に係る経費として住宅賃貸料、共益費、駐車場使用料、これらを公費負担とするものでございます。

下の7目13節消防設備点検業務委託料、こちらにつきましては、光兔交流館、こちらが消防法施行規則により消防設備点検が必要な施設であり、機器点検及び総合点検を業者に委託して行うための経費でございます。

めぐりまして、13ページをお開きください。

5目13節国民年金システム改修業務委託料、これにつきましては、第1号被保険者の産前産後期間保険料免除に係るシステムの改修委託費です。出産予定日の属する月の前月から、出産予定月の翌々月までの期間に係る保険料が免除される制度が平成31年4月1日から施行となります。これに伴いまして、システムの改修を国の委託金で実施するというものでございます。

次に、2項1目のファミリーサポートセンター事業、これにつきましては、働きながら子育てをする世帯を応援するため、登録した民間人が登録した世帯の子供を一時預かる新規事業で、今後本格実施を予定しております。これに伴う経費でございます。

2項1目8節の諸謝金は、登録会員向けの研修会を開催しましたときの講師の謝金でございます。

14ページをごらんください。

12節保険料は、この事業に係る保険を公費で負担するというものでございます。

18節備品購入費は、保育園児を保育園から会員の自宅まで搬送するために、チャイルドシート、

こちらを村で購入しまして貸与するというもので、その購入費でございます。

15ページをごらんください。

4款1項4目20節の養育医療費助成事業医療給付費は、未熟児が入院治療を受けた際の医療費助成で、該当者の増により114万円を補正するものでございます。

17ページをごらんください。

3目8節諸謝金30万円は、6次加工研修会講師謝金3回分でございます、県から2分の1の補助がある事業でございます。こちらの謝金でございます。

19節越後関川四季の暮らし協議会補助金、これは、都市との交流及びグリーンツーリズムの推進に関する事業を実施し、活力ある農山村の創造と豊かな地域社会の形成に寄与することを目的に設立されました協議会で、この協議会事業の立ち上げに係る経費としてパソコンプリンターの購入などを補助するというものでございます。

18ページをごらんください。

6款1項4目11節観光施設管理費修繕料は、道の駅駐車場にあります看板の照明です。照明を更新するものでございます。

20ページをごらんください。

2項3目15節ガードパイプ新設工事費、これにつきましては、鮎谷の上野山地内に至る坂の杉の全伐がありました。これに伴いまして、転落の危険が高まったことから、事故防止のためガードパイプの設置工事を行うということでございます。

5項1目11節住宅管理費修繕料は、村営住宅からの退去に伴う修繕料の増によるものでございます。

はぐりまして、21ページをごらんください。

8款1項2目19節消火栓移設取りかえ工事等負担金、これにつきましては、水道事業会計に委託して工事を行うための負担金でございます。詳細につきましては水道事業会計のほうで説明をいただきます。

次に、22ページをごらんください。

4目11節スクールバス運行事業費修繕料、これにつきましては、スクールバスの自動ドアユニットの交換、排気ブレーキの修繕、エアコンガス漏れの修繕、これらを行うための経費でございます。

2項1目14節臨時バス等車借り上げ料は、小学校の下校時間変更に伴いまして、これに対応する臨時バスを運行するというものでございまして、バス会社のほうと協議を行っておりますが、このバス会社との手続のほうが関係上9月末ごろまでかかるということで、それまでの間、臨時バスを借り上げて対応するというものでございます。

23ページをごらんください。

4項3目19節県指定文化財補修等管理事業補助金は、県指定文化財であります津野邸のカヤぶき屋根のふきかえ、こちらのほうの面積がふえたということで、そちらの負担の増額と、茶の間の畳と床板の補修を行うというもので、村が経費の4分の3を補助するというものでございます。

24ページをごらんください。

5項2目11節せきかわふれあいど〜む管理費修繕料は、自動ドアが常にあいたような状態になる不具合が生じたことから、稼働装置の交換を行うというものでございます。

次に、歳入につきましてご説明いたします。

戻りまして、7ページをごらんください。

11卷1項2目1節養育医療患者一部負担金は、事業費増額に伴う負担金の増額分でございます。

13款1項2目1節養育医療国庫負担金は、総額から患者負担分を差し引いた残額の2分の1を国が負担するというものの負担金でございます。

3項2目1節国民年金事務委託金、これにつきましては、歳出でお話ししましたとおり、システム改修に係る国の委託金でございます。

8ページをごらんください。

14款1項3目1節養育医療県負担金は、事業費の4分の1を県が負担するというものでございます。

2項4目1節新潟県ふるさと水と土保全対策に関する地域住民活動推進事業県補助金は、歳出で説明しました6次加工研修会、これに対します県補助金で、補助率は2分の1でございます。

18款1項1目1節前年度繰越金は、今回補正の財源とするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（佐藤充代君） それでは、議案第58号、平成30年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

304ページをごらんいただきたいと思います。

今回の補正の財源としたしまして、診療収入を740万円追加するものであります。4月、5月の患者数につきましては、4月累計で577人、5月で750人となっております。1日平均しますと4月が28.9人、5月では35.7人、新しい患者といたしましては、4月で84人、5月で104人となっております。その一部を補正の財源としまして予算計上させていただきました。

305ページ、歳出であります。賃金237万5,000円を追加させていただきます。これは、看護師1人、事務補助1人でございます。

14節使用料及び賃貸料です。維持システムリース料ということで31万6,000円、パソコン1台を増設いたしまして、事務を今現在1台でやっているんですけれども、2台にふやしまして、患者さん

の会計事務を待つ時間を短くするようにしたいということでもあります。

18節備品購入費、ギプスをカッターする、取りかえたりするためのカッターを購入する予算としまして30万8,000円を計上しております。

306ページ、2款医業費でございます。11節医薬材料費120万円、委託料、血液等検査委託料240万円を追加させていただきます。

以上です。

○議長（近 良平君） 建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） それでは、議案第59号、平成30年度関川村水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

収益的収入および支出のほうから説明させていただきます。

第2条平成30年度関川村水道事業会計予算、第3条に定めた収益定期収入および支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

初めに収入でございます。第1款水道事業収益、規定の予算に200万円を増額いたしまして1億2,252万4,000円でございます。これは一般会計からの繰り入れでございます。

支出のほうでございますが、水道事業費200万円増額しまして1億2,242万4,000円でございます。この内訳としまして、ページ1,105ページをお開きください。

収益的収入及び支出の欄でございます。今まで申し上げました200万円の収入の増額は、消火栓の新設工事、下関1基、大島1基の受託工事費の一般会計からの繰り入れでございます。

続きまして、支出でございます。これは、今言いましたように、給水消火栓の新設工事の工事費でございます。

もう一度戻っていただきまして、1,102ページをごらんください。

今度は、資本的収入及び支出の件でございます。予算第4条本文括弧書きを、資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億720万2,000円は、過年度の損益勘定留保資金1億720万2,000円で補填するものでございます。

この内訳でございますが、最初に収入は補正額ゼロでございます。支出が、今言いましたように建設改良費1,000万円の補正でございます。内訳でございますが、1,106ページをお開きください。

支出の部でございます。工事請負費1,000万円の増額でございます。この工事費の増額につきましては、当初予算で温泉橋の添架配水管の更生工事を予算化していただきましたが、昨年度詳細設計を起こしまして、一部橋台の付近の配管が複雑になっておりまして、ライニング工法がとれなくて、配管がえをする工事がふえてまいりました。そのための増額でございます。

以上でございます。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。15分まで。

午後2時05分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（近 良平君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

これより質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第57号、平成30年度関川村一般会計補正予算（第3号）について質疑を許します。

質疑はありませんか。2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 17ページをお願いします。3目農業振興費の補助金ですが、越後関川四季の暮らし協議会補助金ということで、先ほど総務課長からパソコンと事務関係の予算ですというお話がありました。私もこの会の趣旨というか、活動に非常に興味があつて、出席したかったんですけども、ちょっと農業の関係で出席できず残念でしたけれども、今後、村はこの協議会にどのようにかかわっていったらいいのか、予算的なものとか、今、この事務をやられているのはたしか協力隊の齋藤さんだったと存じておりますけれども、そのあたりの村のかかわり方と、今後どのような方向に行くのか教えてください。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 私は常々思っておりましたのが、関川村の中でさまざまな団体がさまざまな活動をしておりまして、それを連結できるような組織がないのかなと思っておりましたところ、たまたまこういう越後関川四季の暮らし協議会ということで、さまざまな団体が参加できる受け皿のようなものができたということで認識しておりますが、この協議会が5年先、10年先どうなっていくのかというのは、まだいまいち見えないところがございます。さりとて、この協議会をただ協議会ということで村が関心を示さなくていいのかということとそうでもなくて、やっぱりこういう新たな取り組みは、注視はしながらできるだけ支援をしていく姿勢では行きたいなど。多くの方々が支援をしていただくには、この協議会が将来どういうものを目指してどういうものに役に立つのかというのを見せなきゃならないということがありまして、先般、この協議会のあるメンバーの方には、村の方々が広く支援するためには、この協議会の将来像をはっきりさせないとだめじゃないんですかという話を申し上げました。私は、その方向性によっては、村が支援することも十分あり得ると思っておりますし、むしろこういう団体がNPOのような形でどんどん幅を広げて、人脈を広げてさまざまなところと地域とつながるといことは、これまで関川村に余りなかった取り組みでもあると思っておりますし、側面では支援をしていきたいと思っております。

○議長（近 良平君） 4番、加藤さん。

○4番（加藤和泰君） 4番、加藤です。

今ほどの伊藤議員の質問と同じ部分ですが、17ページ、越後関川四季の暮らし協議会。新しく発足した会ということでありますけれども、今現在の入会された会員数というんでしょうか、その辺の部分と、村の団体を束ねるというところで、主な団体の入会状況というかを、わかる範囲で教えていただきたいんですが、お願いいたします。

○議長（近 良平君） 農林観光課長。

○農林観光課長（野本 誠君） お答えいたします。

5月18日に総会が行われておりまして、その資料に基づきます。団体会員が14、個人会員として5名の名前が上がっております。団体会員の主なところでは、森林組合、温泉旅館組合、管理公社、米沢街道地域づくり検討会、ハッピーファームとか、そういう団体でございます。村も一応団体会員には名前を出しております。

○議長（近 良平君） 3番、小澤さん。

○3番（小澤 仁君） 3番、小澤です。

13ページ、14ページをお願いします。児童福祉費になりますが、8節、11節、18節のところ、ファミリーサポートセンター事業なんですけれども、このファミリーサポートセンター事業のサポーター登録、今現在どんな状況になっているのかというのが1点と、チャイルドシートの購入費ということで10万円上がっているんですが、これは何基分になりますか、その辺教えてください。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（佐藤充代君） まず、登録の関係なんですけれども、今ようやく要綱を制定しているところです。7月1日号の広報で会員登録とお知らせをしながら、募集をかける予定にしております。民生児童委員の方とか、各母子保健推進員とか、協力していただけそうなどころには声がけをしている最中です。

あと、チャイルドシートについては2台分を予定しております。

以上です。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第57号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第57号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号、平成30年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算(第2号)について質疑を許します。質疑はありますか。

○議長(近 良平君) 4番、加藤さん。

○4番(加藤和泰君) 4番、加藤です。お願いします。

先ほど、住民福祉課長のほうから4月、5月の利用者の人数報告がありましたけれども、もしわかりましたら、昨年の、前年の数字というんでしょうか、お聞かせいただきたいんですが。

○議長(近 良平君) 住民福祉課長。

○住民福祉課長(佐藤充代君) 前年、平成29年の4月は487人です。5月は483人と。1日平均しますと4月が25.6人、5月は24.2人となっております。

以上です。

○議長(近 良平君) 2番、伊藤さん。

○2番(伊藤敏哉君) 今ほどの診療所の関連ですが、人数等お聞きしましたけれども、私の知り合いも受診しまして、非常にわかりやすく丁寧に説明していただいているということをお聞きしました。担当課長のほうでそういう話を聞いている範囲で、現在の診療所の平田先生の評価といいますか。診療所、村で把握している評価をお聞かせください。

○議長(近 良平君) 住民福祉課長。

○住民福祉課長(佐藤充代君) 患者さんと私がお話しをする機会というのは特にありませんので、私が平田先生とお話をするに当たって、診察の状況とかを見て感じたことを述べさせていただきたいと思います。親切丁寧に、お年寄りの方にも手を差し伸べて診察に当たるというような形で、レントゲンを撮る回数もかなり多くなっているようですけども、作業に当たりましても、患者さんのことをいたわりながら対応されているなというのは感じております。

以上です。

○議長(近 良平君) 3番、小澤さん。

○3番(小澤 仁君) 小澤です。

同じくのところ、305ページの施設費の一般管理費の中で備品購入費ギブスカッターの購入30万8,000円があるんですが、これは更新でしょうか、新設でしょうか。

○議長(近 良平君) 住民福祉課長。

○住民福祉課長（佐藤充代君） 新規購入です。

○議長（近 良平君） 3番。

○3番（小澤 仁君） 今までどうやって切っていたんですか。

○議長（近 良平君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（佐藤充代君） 多分ですね、今の平田先生は整形外科が専門でありますので、前の先生方は内科ということで、多分やられていなかったのではないかと思います。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第58号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第58号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号、平成30年度関川村水道事業会計補正予算（第1号）について質疑を許します。

質疑はありませんか。9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

今回の工事費、1,105ページ、消火栓の新設ということで今回補正を上げたんですけれども、消火栓の取りかえは定期的に行っているんですか。それからもう一つ、点検は消防団が点検するだけで、村の水道課とかそういうのでは定期的な点検はしていませんか。

○議長（近 良平君） 建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） 点検については消防団にお願いしている状況だと思います。

○9番（伝 信男君） 消火栓の取りかえは定期的にもう順番に取りかえる。

○建設環境課長（高橋賢吉君） 古いやつから取りかえています。今回は、移設と新設となります。

1カ所、1カ所。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第59号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第59号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) 討論なしと認めます。

これより議案第59号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近 良平君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第16、同意第5号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第17、同意第6号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第18、同意第7号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第19、同意第8号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第20、同意第9号 関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長(近 良平君) 日程第16から20、同意第5号から同意第9号まで、関川村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて、以上5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 同意第5号から同意第9号は、農業委員会の委員を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

7月31日で現在の農業委員会の委員の任期が満了することになります。今回は、農業委員会の委員を村長が任命する新たな農業委員会委員制度になって初めての改選です。

農業委員会の委員の選任につきましては、2月1日から2月28日までの間で公募、村のホームページやチラシ等全戸配布を行いました。定数5名のところ7名の応募がありましたので、農業委員会等に関する法律施行規則第5条第2項の規定に基づき、関川村農業委員会の委員候補者評価委員会を設置し、候補者の評価を求めました。委員会の評価結果報告を参考に選考を行いまして、この度議会の同意を求めるものでございます。

同意第5号の横山秀子さんは、長年農業に従事しており、農業に関する見識も有しておられます。

また、農産物加工所も開設するなど、農業に積極的にかかわっていることや、性別等に偏りが生じないために女性委員確保の観点からも横山さんを選任したいというものでございます。

同意第6号の駒沢辰夫さんは、認定農業者であり、集落の農家組合長や土地改良区の幹事も務め、地域の農業をリードする担い手として活躍しておられます。農業に積極的に取り組んでいる担い手の意見が反映されるよう選任をしたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

同意第7号の船山久治さんは、中立委員としての立場で選任したい考えであります。法改正により、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しないものが含まなければならないことにされました。船山さんは、農業に従事していないこと、役場職員時代に農業委員会事務局の経験があることから、農業分野以外の立場から公平公正な判断が行える人物であると判断しましたので選任したいものであります。

同意第8号の堀 隆義さんは、認定農業者であり、農地の集積集約化に精力的に取り組んでいます。地元農家組合の推薦もあり、周辺からも信頼が寄せられておりますことから、地域をまとめ、農地利用の適正化を積極的に推進してくれると考えられますので選任をしたいものであります。

同意第9号の大島 聡さんは、組合法人であります上野新農業センターで取締役を務められており、地域からも農業の担い手として信頼されております。現在進められている女川地区の圃場整備事業でも、地域のリーダーとしての役割を十分発揮し、農地の集積集約化にかかわっておられます。農業法人という立場からも農地等の利用の最適化を推進していってくれると考えております。

人事案件でありますので、全員一致で御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、農地利用適正化推進委員につきましては、公募を行い、現在の農業委員会が人選し、新たな農業委員長が任命するもので、5人の委員で構成されることとなります。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

初めに、同意第5号の質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております同意第5号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、同意第5号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより同意第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近 良平君） 起立多数です。

したがって、同意第5号、関川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

次に、同意第6号の質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています同意第6号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、同意第6号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより同意第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近 良平君） 起立多数です。

したがって、同意第6号、関川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

次に、同意第7号の質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています同意第7号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、同意第7号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより同意第7号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近 良平君） 起立多数です。

したがって、同意第7号、関川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

次に、同意第8号の質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています同意第8号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異義ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、同意第8号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより同意第8号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近 良平君） 起立多数です。

したがって、同意第8号、関川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

次に、同意第9号の質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています同意第9号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。

したがって、同意第9号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより同意第9号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近 良平君） 起立多数です。

したがって、同意第9号、関川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

○議長（近 良平君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次回の会議ですが、午前の決定では6月14日午後3時からとなりましたが、陳情1件の採択のため、30分繰り下げ午後3時30分からとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） それでは、次回6月14日木曜日午後3時30分から会議を開きます。

大変ご苦労さまでした。

午後2時33分 散 会